



防衛装備庁

令和 8 年度 防衛省版 SBIR 公募要領

公募期間

令和 8 年 1 0 月 2 日（金） 1 3 : 0 0

～令和 8 年 1 1 月 2 日（月）正午（1 2 : 0 0）

【注意事項】

- 本制度への応募は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行います。応募に先立ち、e-Rad への登録が必要になります。登録手続に日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって手続を行ってください。
- 公募締切直前に提出されますと、システム上の不具合等で、公募期間内に受理されないことがあります。提出は十分な余裕をもってお願いします。

令和 8 年 1 0 月
防衛装備庁 技術戦略部

目次

1. 防衛省版 SBIR の概要	4
1. 1 制度概要	4
1. 2 公募対象	6
1. 3 対象となるトピック	6
2. 応募要件・実施要件	7
2. 1 応募要件	7
2. 2 実施要件	7
2. 3 共同応募について	7
3. 応募方法	8
3. 1 提出期限及び提出方法	8
3. 2 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録手続き	9
3. 3 提出書類	9
3. 4 提出にあたっての留意事項	11
4. 応募にあたっての留意事項	12
4. 1 スタートアップ等の要件責務等	12
4. 2 委託費について	13
4. 3 SBIR 制度について	16
4. 4 競争的研究費の適正な執行に関する指針	16
4. 5 事実と異なる応募書類の提出に対する措置	16
4. 6 法制度内での重複応募について	16
4. 7 他府省を含む他の競争的研究費等の応募・受入れ状況	17
4. 8 不合理な重複・過度の集中に対する措置	17
4. 9 委託費の不正使用等に対する対応	18
4. 10 研究開発活動の不正行為に対する措置	19
4. 11 他の競争的研究費制度で応募又は参加の制限が行われたスタートアップ等 に対する措置	20
4. 12 スタートアップ等における研究インテグリティの確保について	20
4. 13 研究セキュリティの確保に関する取組について	20
4. 14 情報セキュリティ・秘密の確保について	21
4. 15 法令・倫理規定等の遵守について	22
4. 16 安全保障貿易管理について	22
4. 17 関係法令等に違反した場合の措置	22
4. 18 応募情報及び個人情報の取扱い	23
4. 19 e-Rad 上の情報の取扱いについて	23
4. 20 研究者情報の researchmap への登録のお願い	23

4. 2 1	委託業務において購入した物品等の取扱い	24
4. 2 2	研究データマネジメントについて	25
4. 2 3	その他事務手続きについて	25
5.	採択先の選定・採択後の手続き	25
5. 1	審査の方法	25
5. 2	採択審査基準	26
5. 3	採択結果の公表及び通知	26
5. 4	選定スケジュール	27
5. 5	採択後の手続きについて	27
6.	研究の実施と評価について	29
6. 1	委託事業の実施	29
6. 2	委託事業実施中又は終了後の提出書類	30
6. 3	研究開発の評価	31
6. 4	知的財産権の帰属等	33
7.	対象費用の詳細	34
8.	問い合わせ先	34
9.	その他	35
【別紙 1】	令和 8 年度公募トピックについて	37
【別紙 2】	その他留意事項	80
【別紙 3】	応募書類作成要領	82
【別紙 4】	事業費の取扱区分表と費用計上における留意事項	86
◆	事業費の取扱区分表（委託事業）	86
◆	費用計上における留意事項	88
【別紙 5】	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について	90
【別紙 6】	研究セキュリティに関する質問票	92

別紙 1 令和 8 年度公募トピックについて

別紙 2 実証型ブレークスルー研究（SBIR 試行）のその他留意事項

別紙 3 応募書類作成要領

別紙 4 委託費の取扱区分表と費用計上における留意事項

別紙 5 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

別紙 6 研究セキュリティに関する質問票

別添様式 研究セキュリティの確保に係る自己申告書

防衛装備庁は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号。以下「活性化法」という。２０２３年４月１日改正法施行）第３４条の１１第１項及び第２項の規定によって定められた指定補助金等の交付等に関する指針に基づき、防衛省・自衛隊の政策課題の解決又は調達ニーズの充足を見据えたトピック（研究開発課題）について、委託契約に基づき研究開発を実施する事業者を以下の要領で募集します。

本制度は、政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、支払の時期等が変更されることがあります。

１．防衛省版SBIRの概要

１．１ 制度概要

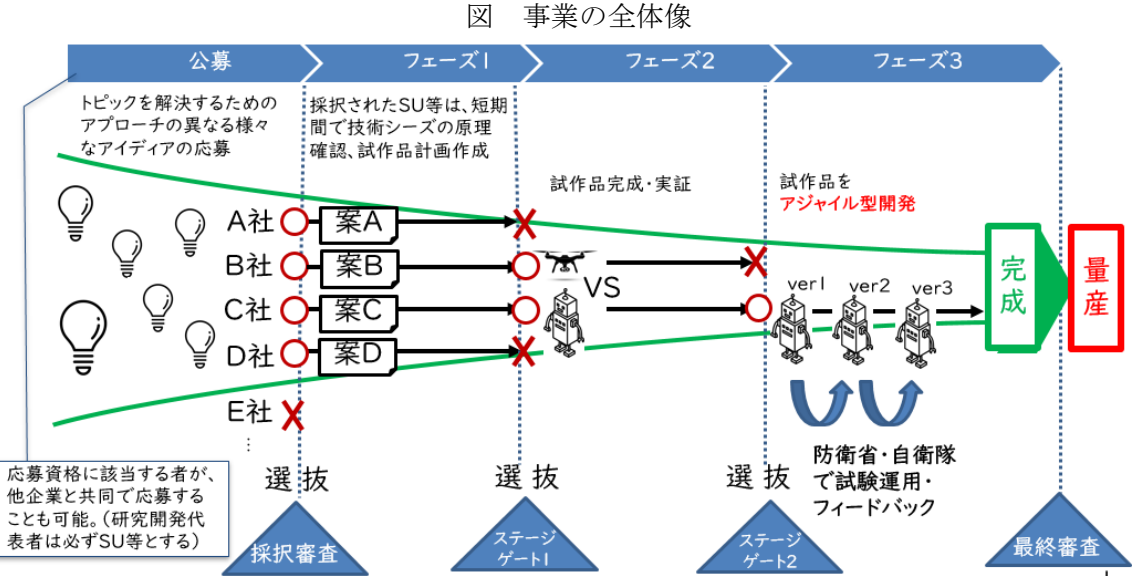
本制度は、活性化法第３４条の１１第１項及び第２項の規定によって定められた、指定補助金等の交付等に関する指針に基づき、内閣府が司令塔となって、省庁横断的に実施する「SBIR(Small/Startup Business Innovation Research)制度（日本版SBIR制度）」の一翼を担うものです。

本制度は、防衛省・自衛隊の政策課題の解決又は調達ニーズの充足に資するものとして、スタートアップ等から研究開発に係る提案を募集し、フェーズ１からフェーズ３までの一気通貫型の委託事業により研究開発を実施します。本制度のフェーズ１からフェーズ３までの実施事項は以下の表の通りです。

表 本制度の実施事項

段階	対象企業像	実施事項
フェーズ１	対象となる課題解決に資する技術シーズを発展させ、事業化に取り込もうとするスタートアップ等	研究開発の内容について科学技術的な実現可能性や技術的な潜在性を判断するため、スタートアップ等が有する技術の基本的な原理又は仕組みを確認するための概念実証や実現可能性調査
フェーズ２	フェーズ１後のステージゲート審査で合格したスタートアップ等	フェーズ１で得られた成果等を前提として取り組む研究開発及び試作
フェーズ３	フェーズ２後のステージゲート審査で合格したスタートアップ等	フェーズ２によって開発された試作品の大規模技術実証としてのアジャイル型開発（企業等の技術又は製品について、装備品等として改善すべき点等を明確化し、一連の評価と改善の循環をできる限り短期間で繰り返すことで、自衛隊の要望に最適化させ、早期量産の蓋然性を高める開発方式をいう。）

各フェーズの終了時には審査委員会による審査が実施され、審査に合格したプロジェクトのみが次のフェーズへ進むことができます。契約もフェーズ毎に締結いたします。



なお、本制度における、各プロジェクトの採択又は各フェーズ終了時の審査の合格は、将来の装備化、量産取得を保証するものではありません。フェーズ3終了後の取扱いは、研究開発成果、試験評価結果、防衛省・自衛隊のニーズ、予算措置、調達制度上の手続その他の事情を踏まえて、別途判断されます。

また、採択されたプロジェクトの進捗状況に応じて、フェーズ1終了後、審査委員会による審査を経て、フェーズ2を省略しフェーズ3へ移行することもあります。詳細は【別紙2】その他留意事項をご確認ください。本制度における事業期間及び事業規模の目安は以下の表の通りです。

表 事業期間及び事業規模の目安

段階	対象とする内容	事業期間	事業規模 (1トピックあたりの委託費上限額)	契約形態
フェーズ1	概念実証、実現可能性調査	5か月以内	2,000万円	委託契約
フェーズ2	研究開発、試作	2年以内	数億円程度	委託契約
フェーズ3	試作品の大規模実証	最長5年以内	トピックに応じた規模	委託契約

採択されたスタートアップ等は、各フェーズの実施状況に応じて、防衛省・自衛隊による試験評価、運用検討、装備化検討又は調達検討に必要な事項を整理した事業計画を作成又は更新するものとします。事業計画には、想定される利用場面、要求性能、試験評価の方法、量産時の概算単価、生産体制、必要な認証・許認可、維持整備上の課題、知的財産権及び技術データの取扱いを含めるものとします。

本制度にご理解をいただけたら、【別紙１】に示すトピックと合致する技術に取り組みされているスタートアップ等の皆様は、ぜひご応募をご検討ください。

何かご不明な点、詳細を確認したい点等がございましたら、８．問い合わせ先に示す問い合わせ先までお問い合わせください。

１．２ 公募対象

本公募は、フェーズ１からフェーズ３までの一気通貫型の研究を対象として採択を行うものです。応募手続きは、フェーズ１から開始するものとし、フェーズ１に採択されたプロジェクトは、当初の採択内容に基づきステージゲート審査を経てフェーズ２及びフェーズ３へ移行することを前提とします。なお、同等の技術がないことを確認するために、フェーズ２、フェーズ３において公募を行う可能性があります。

１．３ 対象となるトピック

本公募の対象は、以下に記載した課題に取り組む研究開発とします。

提案に当たっては、【別紙１】令和８年度公募トピックについてのトピック詳細を必ず確認の上、その内容に沿った提案をしてください。

トピック番号	トピック名	成果を活用する自衛隊等
１	国内製造の部品・構成品を活用した対処用小型UAVシステム	陸上自衛隊
２	国内製造の部品・構成品を活用した迎撃用UAVシステム	陸上自衛隊
３	極小型の情報収集システム	陸上自衛隊
４	国内製造の部品・構成品を活用した水上艦対処用小型UAVシステム	海上自衛隊
５	複数UAVによる洋上警戒監視の運用を最適化するAIシステム	海上自衛隊
６	補給倉庫の保管状況把握用ハードウェア（カメラ・センサ等）及び補給倉庫運用最適化支援ソフトウェアの開発	航空自衛隊
７	航空機騒音ノイズキャンセリング装置等の開発	航空自衛隊

2. 応募要件・実施要件

2. 1 応募要件

代表企業は、次の(1)～(13)の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 活性化法第2条第14項等に定められている資本金又は従業員のいずれかの基準を満たす中小企業者又は中小企業としての組合等（財団法人、社団法人、NPO法人を除く。）であり、設立15年以内であること。（ただし、先端技術分野においては、審査委員会の判断により、設立15年以上の企業が認められる場合もあります。）
- (2) 日本に登録されている企業であること。
- (3) 意思決定・研究開発のための拠点が日本に存在すること。
- (4) 委託業務を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- (5) 委託業務の遂行に必要な資金繰り及び財務上の基盤を有すること。
- (6) 委託業務に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (7) 「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」へ登録が完了していること。
- (8) 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
- (9) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務」の「A」、「B」、「C」、又は「D」等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格の基準を満たす者であること。資格を取得していない場合は契約時まで資格の取得を必要とする。
- (10) 「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について」（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）に基づく取り組みが実施されることについて、あらかじめ承諾していること。
- (11) 「防衛装備庁における秘密保全に関する訓令」（平成27年防衛装備庁訓令第26号）に基づく取り組みが実施されることについて、あらかじめ承諾していること。
- (12) 防衛省又は防衛装備庁から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（防経装第10622号。25. 8. 1）」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (13) (12)に規定する指名停止の措置を現に受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛装備庁と契約を行おうとする者でないこと。

2. 2 実施要件

採択されたプロジェクトについては、防衛装備庁との委託契約を締結し、契約の内容に従って研究開発を実施していただきます。

2. 3 共同応募について

本制度では、2. 1の応募要件を満たす代表企業と、必要に応じて再委託先から構成さ

れる体制で、事業を実施していただくことが可能です。複数者の体制で提案する場合、これを共同応募といいます。単独で応募するスタートアップ等及び複数者での体制において代表となるスタートアップ等を、「代表企業」とします。また、複数者での体制における代表企業以外の企業を、「再委託先」とします。代表企業及び全ての再委託先は、応募時に役割分担を明確にする必要があります。

なお、複数者で実施体制を構成する場合、代表企業が実施する業務に係る額は、全体の費用額の50%以上とする必要があります。

3. 応募方法

3. 1 提出期限及び提出方法

「3. 応募方法」及び「【別紙5】府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募について」を確認の上、提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までにe-Rad上で、提出資料のアップロードを完了させてください。

なお、持参、郵送、FAX又はE-mailによる提出は受け付けません。ただし、防衛装備庁から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】

令和8年11月2日(月)正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、防衛装備庁ウェブサイトの公募ページ上でお知らせいたします。

【提出先】Web 入力フォーム

<https://www.e-rad.go.jp/>

【提出方法】

(1) 応募書類様式のダウンロード

詳細は3. 3 提出書類をご確認ください。

所定のファイルを以下の防衛装備庁ウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://www.mod.go.jp/atla/sbir/open-call.html>

(2) 応募書類のアップロード

e-Radに必要情報を入力し、提出書類をアップロードしてください。ファイルは提出書類毎に指定された形式で作成し、一つのPDFファイルにまとめてください。(最大30MBまで)

なお、アップロードするファイル(PDF)にはパスワードは付けないでください。

再提出の場合は、再度、e-Rad上で、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には、期日までに代表企業の連絡担当者宛に提案受

理のメールを送付いたします。

なお、1 代表企業が提案できるのは1 トピックにつき1 件のみです。（1 トピックにつき複数の提案が考えられる場合でも、1 トピックにつき最適と思われる提案を1 つに絞ってご応募ください。）

3. 2 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録手続き

応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム(e-Rad)へ応募内容提案書を申請することが必要です。e-Radの使用にあたっては、事前にスタートアップ等及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

複数者で実施体制を構成する場合、代表企業がまとめて登録を行ってください。この場合、再委託先についても研究開発分担者の欄に研究者の登録をお願いします。

詳細は【別紙5】府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募について（共通）に記載しておりますので、ご確認ください。

3. 3 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は防衛装備庁ウェブサイトの当該事業ページからダウンロードしてください。

提出書類名	ファイル形式	代表企業	再委託先	備考
1. 提案書 <研究開発に関する情報>				
1-1. 提案書（代表企業用）	Excel	○	－	
1-1. 提案書（再委託先用）	Excel	－	△	
1-2. 委託事業提案書	Power Point	○	－	
2. 添付資料① <研究者に関する情報>				
2-1. 研究者経歴書	Excel	○	○	
2-2. その他の研究費の応募受け入れ状況	Excel	○	○	

2-3. 利害関係の確認について	Excel	○	○	
3. 添付資料② <会社に関する情報>*				
3-1. 直近3年分の決算報告書	PDF	○	○	貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書を含む
3-2. 履歴事項全部証明書（全部事項証明書）	PDF	○	○	発行から3ヵ月以内のもの
3-3. 財務項目	Excel	○	○	
4. 添付資料③ <補足資料>				
4-1. 研究セキュリティに関する質問票	Word	○	○	（別紙6）
4-2. 研究セキュリティの確保に係る自己申告書	Word	○	○	

○＝提出が必須となります。

△＝提出は代表企業がまとめて行ってください。各再委託先は必要事項の入力を行ってください。

※大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関については、3-1及び3-2に代えて、防衛装備庁が指定する機関概要資料を提出するものとする。

全ての提出書類を一つのPDFファイルにまとめ、e-Rad上で提出してください。

【提出書類に関する留意事項】

- (1) 各応募時提出書類に関して、詳細を【別紙3】応募書類の作成要領に記載しておりますので、ご提出前にご確認下さい。
- (2) 1-1. 提案書は、複数者で実施体制を構成する場合、その提出は代表企業のみから行っていただきますが、再委託先に関する情報の入力が必要です。その場合には1-1. 提案書（再委託先用）を提出してください。
- (3) 3-1は直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書（製造原価報告書がない場合は、提出不要です。）、販売費及び一般管理費明細書を含む）、株主（社員）資本等変動計算書（会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。））

なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求

める場合があります。

3. 4 提出にあたっての留意事項

- (1) 本提案においては、事業の実施にあたり、防衛装備庁「実証型ブレークスルー研究（SBIR試行） 委託契約事務処理要領」の適用に同意することが提案時の条件になります。

なお、「実証型ブレークスルー研究（SBIR試行） 委託契約事務処理要領」を改正した場合には、原則として最新のものを適用します。詳細につきましては、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www.mod.go.jp/atla/sbir/documents.html>

- (2) 提案書は日本語で作成してください。
- (3) 複数者で実施体制を構成する場合、防衛装備庁との委託契約は代表企業との間で締結し、代表企業以外の者は、代表企業からの再委託先又は外注先として参画するものとし、代表企業は、再委託先又は外注先の業務遂行、経理処理、情報管理、成果物、知的財産権及び法令遵守について、本制度の受託者として責任を負います。
- (4) 「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- (5) トピックとの明らかな不一致、応募要件の不備その他防衛装備庁が本制度の対象外であると判断する場合には、審査対象外又は不採択とすることがあります。
- (6) 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、不受理とさせていただきます。
- (7) 受理後であっても、応募要件の不備があると防衛装備庁が判断した場合には、提案自体を無効とさせていただく場合があります。
- (8) 無効となった提出書類は、防衛装備庁にて破棄をさせていただきます。
- (9) 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。
- (10) 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。
- 特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- (11) 提出書類について不備等が無い確認完了後に、受理又は不受理について連絡します。
- (12) 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。再提出時には、e-Rad上で再提出してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。同一の企業から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- (13) アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると官側

が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(14) 提出書類に虚偽の記載をした場合、採択の取消しや委託契約の解除を行うことがあります。

(15) 他の競争的研究費制度等との不合理な重複及び過度の集中を排除するため、応募書類には他の競争的研究費への応募・採択状況（制度名、トピック、実施期間、予算額、エフォート）を記載してください。事実と異なる記載をした場合、採択の取消し又は減額配分を行うことがあります。

(16) 採択又は不採択を問わず、提出書類はお返しできません。

4. 応募にあたっての留意事項

4. 1 スタートアップ等の要件責務等

(1) 委託費の管理・監査体制について

本委託事業に採択され、研究開発を実施する全ての代表応募企業及び再委託先は、その原資が国費であることを念頭に置き、関係する国の法令等を遵守し、次に示す内容を確認の上、研究開発を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。

ア スタートアップ等は、「実証型ブレークスルー研究（SBIR試行）における競争的研究費の管理・監査の指針（実施基準）」の遵守を承諾した上で応募してください。代表応募企業及び再委託先は、本指針に基づき、それぞれの責任において、委託費の管理・監査体制を整備し、委託費の適正な執行に努める必要があります。また、求めに応じその実施状況を防衛装備庁へ報告するとともに、必要に応じ、防衛装備庁が実施する体制整備等の状況に関する現地調査等に対応していただきます。

具体的には、企業内の責任の所在・範囲と権限の明確化、委託費の事務処理（調達依頼、発注・契約、納品・検収、支払、出張申請、精算等）手続の明確化、委託費の運営・管理に関わる全ての構成員に対するコンプライアンス教育の実施、告発等を受け付ける窓口の設置、不正に係る調査の体制・手続等の明確化・規則化、不正防止計画の策定、予算執行状況の把握・検証、監査制度の整備、調査結果の防衛装備庁への報告、これらの取組みの対外的な公表等の対応が望まれます。

なお、再委託先の体制整備や適正な管理等の確認については、代表企業が責任をもって実施してください。

イ スタートアップ等は、「実証型ブレークスルー研究（SBIR試行）における競争的研究費の研究活動不正行為への対応に関する指針」の遵守を承諾した上で応募してください。各スタートアップ等は、本指針に基づき、各スタートアップ等の責任において、必要な規程や体制を整備し、不正行為の防止に努める必要があります。また、必要に応じ、防衛装備庁が実施する各種調査に対応していただきます。

具体的には、研究倫理教育の実施、一定期間の研究開発データの保存、不正行為

の疑いが生じた場合の調査手続や方法等に関する規定や仕組み・体制等の整備、告発等を受け付ける窓口の設置、告発に係る事案の調査、調査結果の防衛装備庁への報告等の対応が望まれます。

なお、再委託先の体制整備や適正な管理等の確認については、代表企業が責任をもって実施してください。

ウ 委託費は、代表応募企業及び再委託先の規定に従って適切に支出・管理を行っていただきますが、委託契約書や防衛装備庁が定める「実証型ブレークスルー研究（SBIR試行） 委託契約事務処理要領」等により、本委託事業特有のルールを設けている事項については委託契約書等に従う必要があります。

エ スタートアップ等は、必要に応じ、防衛装備庁による経理を含む委託事業の状況に関する調査、国の会計検査等に対応していただきます。

オ 各スタートアップ等に対して、委託契約締結前及び契約期間中に事務管理体制、財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、スタートアップ等の体制整備等の状況について不備を認める場合、契約期間中であっても、配分する委託費の一部減額、配分停止等の措置を行うことがあります。当該スタートアップ等における研究開発の実施が不適切で研究開発が実施できないと判断した場合には研究体制の見直し等をしていただくこととなります。

4. 2 委託費について

(1) 委託費の内訳

本委託事業で支払われる費用は「委託費」であり、「直接経費」と「間接経費」に大別されます。直接経費とは、本委託事業に基づき研究開発を実施するために直接必要な経費を指します。間接経費とは、直接経費に対して一定比率（30％）で手当てされ、本委託事業に基づく研究開発の実施に伴うスタートアップ等の管理等に必要な経費として、スタートアップ等が使用する経費を指します。詳しくは【別紙4】事業費の取扱区分表と費用計上における留意事項を参照してください。

(2) 委託費の年度内執行の原則

本委託事業は、国の会計制度に基づき運用されます。本委託事業では、フェーズごとに複数年度契約とし、年度ごとに計画に応じた金額を支払います。当該年度に支払を受けた経費は、その年度内での執行が原則であり、かつ、当該フェーズに支払を受けた経費は、そのフェーズ内での執行が原則となります。予算の繰越は、やむを得ない場合を除いて認められませんので注意してください。実際に繰越を行う場合には、財務省の事前承認を得る必要があります。繰越の手続きは事務局が実施いたしますが、必要な書類は代表企業に作成していただきます。

(3) 委託費の支払い

研究開発に要する費用は、研究開発終了後の支払い又は研究開発期間途中の概算払により支払います。概算払により委託費の支払を受けようとするときは請求書を提出

いただきます。手続きの詳細については、実証型ブレークスルー研究（SBIR試行）委託契約事務処理要領をご参照ください。

(4) 委託費の精算について

研究開発実施に当たって支出した委託費の精算を行う場合、代表企業から防衛装備庁に対して、年度ごとに「会計実績報告書」の提出が必要です。原則として、契約完了日又は当該年度の最終日の翌日から起算して6 1日以内に提出していただきます。その後、額の確定のための調査を実施し、余剰があれば精算（返還）していただきます。

なお、額の確定のための調査時に、支払いのエビデンスとなる資料を確認します。その際に、経費と認められない場合が生じ得ますので、「実証型ブレークスルー研究（SBIR試行） 委託契約事務処理要領」、「競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ」等のルールをよくご確認の上、適正な執行に努めてください。再委託先分の額の確定については、代表企業が責任をもって確認してください。

また、年度内精算を選択する等、特定の条件においては、予算決算及び会計令に定められた期限である契約翌年度の4月30日までに精算が行われます。その場合は、会計実績報告書を年度内に提出していただく必要があります。

会計実績情報の扱いに関しては「4. 19 e-Rad上の情報の取扱いについて」及び「6. 2(2) 会計実績報告書の提出」をあわせてご確認ください。

(5) 直接経費からの研究開発代表者の人件費支出

「競争的研究費の直接経費から研究開発代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、スタートアップ等において当該経費が適切に執行される体制の構築と確保した財源の使用状況を防衛装備庁に報告することを条件として、本委託事業に基づいて実施されるトピックに従事するエフォートに応じ、研究開発代表者本人の希望により、研究開発代表者の人件費を、直接経費から支出することを可能とします。

(6) 直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする制度（バイアウト制度）

「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、各研究開発代表者について、スタートアップ等がバイアウト制度に関する仕組み・規則を整備することを条件として、研究開発代表者本人の希望により、研究以外の業務（講義等の教育活動やそれに付随する事務等）を代行する教職員等の雇用等に係る経費の支出を可能とします。

(7) 間接経費の執行に係る共通指針

「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、間接経費の額は、直接経費の

30%に当たる額とします。

なお、毎年度の間接経費執行実績を翌年度の6月30日までに防衛装備庁に報告するものとします。

(8) 本委託事業の実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本委託事業に基づいて実施されるトピックにおいて雇用される若手研究者は、当該契約から人件費を支出しつつ、当該契約でのエフォートの一部を自発的な研究活動等に充当することを可能とします。本委託事業は、これにより若手研究者の育成・活躍機会の創出を行います。

(9) 博士課程学生の処遇の改善について

「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本委託事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本委託事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意点)

- ・科学技術・イノベーション基本計画では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

4. 3 SBIR制度について

本委託事業は、SBIR制度の指定補助金等に指定されています。SBIR制度とは、スタートアップ等による研究開発とその成果の事業化を支援する内閣府の制度です。詳細については、特設サイト (<https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/>) をご覧ください。

4. 4 競争的研究費の適正な執行に関する指針

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、研究者及びスタートアップ等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的な確保に係る取組の一環として、国内外の競争的研究費等の応募・受入状況、所属機関・役職等に関する情報について応募書類に記載することとしております。また、本制度への応募に当たっては、寄付金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規定等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約をe-Radを通じて実施していただきます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、トピックの不採択、採択取消し又は減額配分（以下「採択取消し等」という。）とすることがあります。加えて、必要に応じ、所属機関に対して当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

4. 5 事実と異なる応募書類の提出に対する措置

スタートアップ等が、応募書類に事実と異なる記載を行ったと判断されるときは、その程度に応じ、採択取消し等又は研究計画の変更を行うことがあります。

4. 6 法制度内での重複応募について

本制度について、同一の研究開発代表者が複数のトピックに係るプロジェクトの研究開発代表者として応募することはできません。ただし、研究開発代表者として応募するプロジェクト以外のプロジェクトに研究開発分担者として参画することは差し支えありません。

ん。

4. 7 他府省を含む他の競争的研究費等の応募・受入れ状況

他の制度への応募段階（採択が決定していない段階）での本制度への応募は差し支えありませんが、他の制度への応募内容、採択の結果によっては、本制度において、採択の見直し等を行うことがあります。

なお、スタートアップ等が、異なる課題名や内容で他の制度において助成等を受けている場合は、重複応募の制限の対象とはなりません、審査においてエフォート等を考慮することとなりますので留意してください。

このため、他の制度で助成等を受けている場合、採択が決定している場合又は応募中の場合には、応募書類の「他制度等の応募又は受け入れ状況」に正確に記入してください。また、本制度への応募書類の提出後に、他の競争的研究費制度等に応募し、採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に報告してください。この報告に漏れや事実と異なる内容があった場合、本制度において、採択取消し等を行う場合があります。

4. 8 不合理な重複・過度の集中に対する措置

「不合理な重複」又は「過度の集中」が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取消し又は減額配分を行うことがあります。

なお、「不合理な重複」とは、同一のスタートアップ等による同一のトピックに対して、複数の競争的事業費が不必要に重複して配分される状態をいい、「過度の集中」とは、同一のスタートアップ等に当該年度に配分される競争的事業費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、開発期間内で使い切れないほどの状態をいいます。

- ① 現在の他府省を含む他の競争的事業費その他の事業費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、トピックの不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ② 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報（企業名、応募件名、企業が提示した予算額等）を競争的事業費の府省庁担当課間で共有します。
- ③ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に

応じ、トピックの不採択、採択取消し又は減額配分を行います。

(1) 不合理な重複に対する措置

同一の研究開発代表者による同一のトピックに対して、複数の競争的研究費その他の研究費が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本制度において審査対象からの除外、採択取消し等を行うことがあります。

ア 実質的に同一のトピックについて、複数の競争的研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

イ 既に採択され、配分済の競争的研究費と実質的に同一のトピックについて、重ねて応募があった場合

ウ 複数のトピックの間で、競争的研究費の用途について重複がある場合

エ その他これらに準ずる場合

なお、本制度への応募段階において、他の競争的研究費制度等への応募を制限するものではありません。

(2) 過度の集中に対する措置

提案された研究内容と、他の競争的研究費制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究開発代表者又は研究グループに当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本制度において採択取消し等を行うことがあります。

ア 研究開発代表者等の能力や研究実施計画に照らして、過大な競争的研究費が配分されている場合

イ 当該トピックに配分されるエフォートに比べ過大な競争的研究費が配分されている場合

ウ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

エ その他これらに準ずる場合

4. 9 委託費の不正使用等に対する対応

委託費を他の用途に使用したり、防衛装備庁から委託費を支出する際に付した条件に違反したり、又は不正な手段を用いて委託費を受給する等、本制度の趣旨に反する委託費の不正な使用等が行われた場合の措置については、4. 1 アに示した指針に基づき、以下のとおりとします。これらの措置を行うことについて、あらかじめ承諾した上で応募してください。

(1) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められたプロジェクトについて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(2) 応募又は参加の制限等の措置

本制度の委託費の不正使用等を行った研究開発参画者（共謀した者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」という。）及び不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善良な管理者の注意義務（善管注意義務）に違反した研究者に対し、不正の程度に応じて、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」別表1のとおり、本制度への応募又は参加の制限措置若しくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的研究費等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究開発参画者氏名、制度名、所属企業、トピック、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、応募又は参加が制限される場合があります。

(3) 不正事案の公表について

本制度において、委託費の不正使用等を行った研究開発参画者のうち、本制度への応募又は参加が制限された者については、当該不正事案等の概要（研究開発参画者氏名、所属企業、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

4. 10 研究開発活動の不正行為に対する措置

研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん又は盗用）への措置については、4. 1 (1)イに示した指針に基づき、以下のとおりとします。これらの措置を行うことについて、あらかじめ承諾した上で応募してください。

(1) 契約の解除等の措置

研究開発活動における不正行為が認められた場合、委託契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(2) 応募又は参加の制限等の措置

本制度によるプロジェクト成果報告書等において、不正行為が認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの当該報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」別表2のとおり、本制度への応募又は参加の制限措置を講じます。その他、防衛省・防衛装備庁における科学技術関係予算による研究において不正行為等があったと認定された者についても、同様の措置を講じます。

また、他府省を含む他の競争的研究費等の担当に当該不正行為の概要を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、応募又は参加が制限される場合があります。

(3) 不正行為の公表について

本制度において、不正行為を行った者のうち、本制度への応募又は参加が制限された者については、当該不正行為の概要（研究開発参画者氏名、所属企業、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

4. 1 1 他の競争的研究費制度で応募又は参加の制限が行われたスタートアップ等に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的研究費制度において、委託費の不正使用等又は研究開発活動の不正行為等により制限が行われた研究開発参画者については、他の競争的研究費制度において応募が制限されている期間中、本制度への応募又は参加を制限します。他の競争的研究費制度には、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度及び令和7年度以前に終了した制度も含まれます。また、応募等資格制限の取扱い及び対象制度が変更になった場合、適宜、防衛装備庁のウェブサイト等でお知らせいたします。

4. 1 2 スタートアップ等における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、スタートアップ等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及びスタートアップ等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理的重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

4. 1 3 研究セキュリティの確保に関する取組について

(1) 特定研究開発プログラムの指定について

本制度は、「特定研究開発プログラム」※として指定されています。このため、防衛装備庁は、研究セキュリティの確保の観点から、代表企業及び再委託先に対してリ

スクマネジメントの実施を求めます。

※特定研究開発プログラムとは、研究成果の公開を前提とする競争的研究費のうち、重要技術領域リストに該当する技術を含む可能性があるものであって、経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要であるとして、当該競争的研究費を所管する府省が資金配分機関と相談の上で指定する研究開発プログラムをいいます。

(2) リスクマネジメントの具体的内容について

実施するリスクマネジメントの内容は、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」（令和7年12月研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議）に基づくこととします。具体的には、【別紙6】研究セキュリティに関する質問票に記載している事項を実施してください。

(3) リスクマネジメントの結果の提出期限について

代表企業は、代表企業及び再委託先が実施したリスクマネジメントの結果を、【別紙6】研究セキュリティに関する質問票への回答として、応募書類と併せて、公募期間内に提出してください。

(4) リスクマネジメントの結果の確認について

事務局は、提出された回答を確認します。その結果、必要に応じて、代表企業及び再委託先に対し、追加的なリスク軽減措置の実施を要請することがあります。

(5) 個人情報の取扱いについて

提供された研究開発参画者等の個人情報は、研究セキュリティの確保に向けたリスクマネジメントの実施を目的として、事務局のほか、事務局から当該個人情報の提供を受けた関連機関が、必要な範囲内で利用する場合があります。

(6) 手順書違反が生じた場合の措置について

「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」に違反する行為については、当該行為の悪質性及び招いた結果の重大性を踏まえ、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）における不正受給の行為として、当該不正受給を行った研究開発参画者及び共謀した研究開発参画者に対し、本制度等への応募制限措置等が講じられる場合があります。

4. 14 情報セキュリティ・秘密の確保について

(1) 情報セキュリティの確保に関する取組

スタートアップ等は、必要に応じてSG2審査開始までに情報セキュリティ要件を満たしてください。

手続きの方法は以下を参照してください。

<https://www.mod.go.jp/atla/cybersecurity.html>

(2) 秘密の確保に関する取組

スタートアップ等は、必要に応じて防衛事業適合事業者契約をSG2審査開始までに締結してください。

手続きの方法は以下を参照してください。

<https://www.mod.go.jp/atla/industrialsecurity/index.html>

4. 1 5 法令・倫理規定等の遵守について

委託事業を実施するに当たっては研究開発の内容に応じて、各種の法令・倫理規定・ガイドライン等を遵守してください。AI技術や安全対策への取組を必要とする研究開発など事前に審査等の手続きが必要な研究開発が含まれている場合には、企業内外の倫理委員会の承認を得る等の手続きを行ってください。

4. 1 6 安全保障貿易管理について

本委託事業により研究を実施する際には、他府省の競争的研究費制度と同様、安全保障貿易管理に留意する必要があります。

我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づき輸出規制が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

外為法の規制対象には、貨物の輸出だけではなく技術提供も含まれます。リスト規制技術を非居住者に提供する場合又は外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

安全保障貿易管理の詳細・問い合わせ先については、下記をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

URL:<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

4. 1 7 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反して研究開発を実施した場合には、当該関係法令・当該指針等に基づく処罰の対象となるほか、委託費の配分停止や配分済みの委託費の返還を求めることがあります。

4. 18 応募情報及び個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる情報は、プロジェクトの採択のための審査に利用します。また、採択されたプロジェクトに関する情報（プロジェクト名、プロジェクトの概要、研究開発代表者名、代表企業名及び委託費）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後、適宜、防衛装備庁ウェブサイト等において公開します。採択されなかったプロジェクトについては、その内容について外部に公表することはありません。ただし、SBIR制度等に活用するため、プロジェクト名、プロジェクトの概要、研究開発代表者名、代表企業名等が、関係府省等で共有される場合があります。

応募に関連して提供された個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、法令又は関係府省等により提供を求められた場合を除き、以下の目的にのみ利用します。

- (1) 審査及び審査に関係する事務連絡、通知等
- (2) 採択されたプロジェクトの研究開発代表者に対して、契約等の事務連絡、説明会の開催案内等、採択されたプロジェクトの管理に必要な連絡
- (3) 防衛装備庁が開催する成果報告会、シンポジウム等の案内や、防衛装備庁が実施する諸事業の案内等の連絡

なお、提出いただく情報については、守秘義務を負っている者（本制度の実施のため、防衛装備庁が契約した業者を含む。）のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。

4. 19 e-Rad上の情報の取扱いについて

総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省では、公募型研究費制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、特許等の成果情報及び会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしています。そのため、採択されたプロジェクトに係る各年度の研究開発成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Radに入力していただきます。研究開発成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府及び関係府省に提供されることになります。

会計実績情報の扱いに関しては「4. 2 (4) 委託費の精算について」及び「6. 2 (2) 会計実績報告書の提出」をあわせてご確認ください。

4. 20 研究者情報のresearchmapへの登録のお願い

researchmap(<https://researchmap.jp/>)は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報はインターネットを通して公開することもできま

す。また、researchmapはe-Radや多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。researchmapで登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本委託事業の研究者は、researchmapに登録くださるよう、ご協力をお願いします。

なお、researchmapへ登録しなくても本制度への応募は可能であり、登録の有無が採択結果に影響することはありません。

4. 2 1 委託業務において購入した物品等の取扱い

(1) 研究開発期間中

本委託事業は、委託により実施するものであるため、本委託事業により購入・取得した設備備品、資産及び防衛装備庁が指定する試作品等（以下「管理対象物品」という。）の所有権は、研究期間終了後の委託費の額の確定後、原則として防衛装備庁に帰属します。したがって、取得した管理対象物品は、代表企業又は再委託先の担当者による善良な管理者の注意に基づき管理していただきます。

なお、「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」（令和3年3月5日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）5. 購入した研究設備・機器の有効活用（1）に基づき、委託業務において取得した資産等を一時的に他の研究開発に使用することができます。

(2) 研究開発期間終了後

ア 管理対象物品は、原則として防衛装備庁に返納していただきます。ただし、研究開発期間終了後であっても、防衛装備庁の判断により、事業化、継続的な試験評価、装備化検討又は量産準備の必要性が認められる場合には、無償貸付又は有償貸付を認める場合があります。「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」も参考としてください。

イ 防衛装備庁への輸送費は受託者の負担とさせていただきます。

ウ 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」の5. 購入した研究設備・機器の有効活用（2）に基づき、貸付期間中の当該資産等を一時的に他の研究開発に使用することができます。

エ 所有権が防衛装備庁に移った後、相手先を特定する形での「有償譲渡」や「売払い」はできかねます。防衛装備庁が当該物品を処分する際は、一般競争での売払いとなります。

オ 管理対象物品を処分（廃棄、売却、目的外使用等）しようとする場合は、事前に取得資産等処分承認申請書を提出し、防衛装備庁の承認を得てください。この場合において、廃棄に係る費用は受託者の負担とさせていただきます。

4. 2 2 研究データマネジメントについて

研究開発活動の実施により取得された研究開発データの管理・利活用に関しては、「科学技術・イノベーション基本計画」、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究開発データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究開発成果のより幅広い活用が求められています。

このため、採択されたプロジェクトの研究開発代表者は、成果として生じる研究開発データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプラン（以下「DMP」という。）を作成し、研究開発開始（契約）までに防衛装備庁に提出していただきます。研究開発代表者は、再委託先との間で研究開発データの取扱いについて合意したうえでDMPを作成してください。

なお、「研究開発データ」は研究開発の過程、あるいは研究開発の成果として収集・生成される情報等であり、観測データや実験データ、シミュレーションを行った結果得られたデータ等を含みます。

また、研究開発代表者は、DMPにおいて管理対象とした研究開発データについて、防衛装備庁が定めるメタデータを付与するものとします。

4. 2 3 その他事務手続きについて

契約に係る事務手続きについては、原則として最新の「実証型ブレークスルー研究（SBIR 試行） 委託契約事務処理要領」を参照してください。

<https://www.mod.go.jp/atla/sbir/documents.html>

5. 採択先の選定・採択後の手続き

5. 1 審査の方法

防衛装備庁が指定する外部有識者を含めた審査委員会による採択審査と、各フェーズ終了時のステージゲート審査が行われます。防衛装備庁は、各フェーズの実施状況、成果、契約履行状況、セキュリティ上の確認結果その他の事情を踏まえ、必要に応じて、業務計画の変更、実施期間の変更、追加資料の提出、改善措置又は事業の中止を求めることがあります。研究セキュリティ上の確認として、防衛装備庁は、研究セキュリティ、情報セキュリティ及び経済安全保障上の観点から、スタートアップ等、再委託先、主要な外注先、親会社、子会社、実質的支配者、主要株主、役員、研究開発拠点、データ保管場所、クラウドサービス、製造委託先その他本制度の実施に重要な関係を有する者又は施設について、必要な確認を行う場合があります。

採択審査においては、書面審査を実施します。必要に応じてヒアリング審査、資料の追

加、代表者面談等をお願いする場合があります。

採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関するお問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

審査委員、外部有識者その他審査に関与する者は、審査に関して知り得たスタートアップ等の技術情報、営業秘密、個人情報その他の非公開情報を、審査以外の目的で使用しません。また、応募者との利害関係その他審査の公正性に疑義を生じさせる事情がある者は、当該応募に係る審査に関与しないものとします。

5. 2 採択審査基準

審査委員は必要に応じて、トピックに専門的な知見を有する外部有識者の意見を聴取することができます。審査結果には、実施内容・経費・研究期間等の調整に係る条件が付される場合があります。

(1) 採択審査の基準

段階	審査項目
採択審査	・公募要領に基づきスタートアップ等がPMに提出した書類の次の記載を踏まえ、提案されたプロジェクトがトピックの解決方法として妥当であり、実現可能性を有すること。 (1) トピックとの整合性 (2) トピック解決方法の新規性、革新性、実現性 (3) 研究開発計画の具体性、適切性 (4) 研究開発費用 (5) 代表企業の経営状況（執行体制、財務状況等）と研究開発実行体制 (6) 研究セキュリティに関する質問票に対する回答

審査においては、上記基準を総合的に評価します。ただし、応募要件、研究セキュリティ、情報セキュリティ、安全保障貿易管理その他本制度の実施に必要な事項について重大な懸念がある場合には、審査の結果にかかわらず、不採択又は採択取消しとなる場合があります。

5. 3 採択結果の公表及び通知

(1) 採択結果について

全ての審査終了後、全ての代表企業に対して、採択／不採択を通知いたします。

ただし、その経緯及び具体的な審査内容については公表しません。また、採択したプロジェクトに関しては、企業名（再委託先含む。）、事業概要を防衛装備庁のウェブサイト等で公表します。公表内容は、防衛省・自衛隊の運用、安全保障上の配慮、応

募者の営業秘密、知的財産権の取得予定その他の事情を踏まえて、防衛装備庁が決定します。

(2) 採択に関わる審査委員等の氏名の公表

採択に関わった審査委員及び外部有識者の氏名は、原則として採択案件の公表時に合わせて公表します。ただし、安全保障上の配慮、審査の公正性、委員の安全、秘密保持その他の事情により、防衛装備庁が必要と認める場合には、全部又は一部を公表しないことがあります。

(3) 附帯条件

採択に当たって条件（予算や体制の変更、経費の支払方法等）を付す場合があります。

5. 4 選定スケジュール

スケジュール	時期（予定）
公募開始	令和8年10月2日（金）13：00
公募説明会	令和8年10月6日（火）
公募締切	令和8年11月2日（月）正午
採択審査（書面審査）	令和8年11月上旬～12月上旬
採択結果通知	令和8年12月上旬
委託契約締結	令和9年2月頃

※ スケジュールは変更される場合があります。

5. 5 採択後の手続きについて

採択後、事業を開始までには委託契約の締結手続きが必要となります。

委託契約手続きについては、防衛装備庁が発出する「採択通知」の発出日から、原則2ヵ月以内に手続きを完了していただく必要があります。採択されたスタートアップ等の責めに帰す事由により委託契約手続きの完了までに2ヵ月以上を要する場合は、採択を「辞退」いただく場合があります。

(1) 事業計画書の作成

研究開発代表者は、契約に先立ち、応募書類を基に「実証型ブレークスルー研究（SBIR試行） 委託契約事務処理要領」に規定する「事業計画書」の案を作成し、事務局と内容の調整をしていただきます。

なお、予算の上限額内に収めるため実施内容の実施時期や経費計画の修正を提案することがありますが、研究内容を不当にゆがめるものではありません。

事業計画書が確定した後は、「実証型ブレークスルー研究（SBIR試行） 委託契約事務処理要領」に基づいて契約手続に入ります。契約金額は、審査結果等を踏まえた修正に伴い、申請額から減額される場合もあります。

(2) 公的研究費の管理・監査体制及び不正行為の防止のための体制の確認

研究開発期間においては、スタートアップ等の責任の下、委託費の適切な執行のための公的研究費の管理・監査体制の整備及び不正行為の防止のための必要な規定や体制の整備に努めていただきます。詳細は4. 1 スタートアップ等の要件責務等を参照してください。

なお、公的研究費の管理・監査体制及び不正行為の防止のための体制又は管理手法が不適切であると判断された場合、配分する委託費の一部減額等の措置を行うことがありますので注意してください。

① 体制整備等自己評価チェックリストについて

採択課題の研究開発代表者が所属する代表企業は4. 1 スタートアップ等の要件責務等に示す指針に関連し、他府省等で用いられているものと同様の「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要です。同チェックリストの提出をもって体制等の確認を行うこととしておりますので、チェックリストの提出がない場合、契約が締結できません。チェックリストについては、以下の防衛装備庁ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html>

② コンプライアンス教育及び研究倫理教育の履修義務について

委託業務に参画する全ての研究開発参画者は、応募したプロジェクトが採択された後、委託契約の締結手続において、4. 1 (1)に示す指針にて求めているコンプライアンス教育及び4. 1 (2)に示す指針にて求めている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育を受講し、内容を理解していることが求められます。また、各代表企業からは、それらの履修報告を提出していただきます。

なお、スタートアップ等が独自の教育プログラムや教材をお持ちでない場合などは、インターネット上で受講できるe-ラーニングを活用していただいても差し支えありません。

(3) 委託契約について

防衛装備庁は、採択されたプロジェクトの研究開発代表者と事業計画書及び委託契約に係る条件の調整を行った上で、研究開発代表者が所属する代表企業等と委託契約を締結します。研究開発代表者個人との間で委託契約を締結することはありません。

各フェーズの委託契約は、フェーズごとに締結することとなりますが、その際、年度ごとに必要な概算金額を定めることとなります。本契約に基づき各年度に支払われる金額は、契約段階で定めた年割額が上限となります。

なお、当該年度に支払を受けた経費は、その年度内での執行が原則となりますので

注意してください。

(4) 契約に係るその他の留意事項

契約を締結するに当たっては、関係する法令等の遵守はもとより契約条項に同意することが必要になりますが、万一、その内容（契約額を含む）について双方の合意が得られない場合は、採択課題であっても契約に至らない場合があります。

また、防衛装備庁が再委託先と直接委託契約を締結することはありません。スタートアップ等の研究開発代表者が再委託先と共同で研究開発を行う場合、スタートアップ等と再委託先との間で再委託契約を締結してください。その際の契約書等の関係書類は、実証型ブレークスルー研究（SBIR試行） 委託契約事務処理要領様式第1の第9条に準じ、5年間保存してください。電子データでの保存でも差し支えありません。

その他、代表企業及び再委託先は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めてください。

6. 研究の実施と評価について

6. 1 委託事業の実施

(1) 進捗管理

契約後、代表企業及び再委託先は、「事業計画書」に基づいて研究開発を実施してください。

研究開発の進捗管理は、本制度の運用を統括するプログラムマネージャー（PM）の指示の下、プロジェクトリーダー（PL）及び事務局が中心となって行います。代表企業及び再委託先は、PL及び事務局と密接な連携を図ることが求められますのでご協力をお願いします。

PL及び事務局が行う進捗管理は、研究開発の円滑な実施の観点から、研究開発代表者等の求めに応じ、事業計画や研究開発内容について調整及び助言を行います。調整及び助言に際しては、スタートアップ等間で情報の不均衡が生じないよう公平性を確保いたします。研究開発の実施主体はあくまでも代表企業及び再委託先であることを十分に尊重して行うこととしており、PL及び事務局が、代表企業及び再委託先の意思に反して研究開発計画を変更させることはありません。

なお、本制度の運営全般の事務等の取扱いは、PMの統括の下、事務局（防衛装備庁 技術戦略部 技術戦略課）が担当します。ただし、事務局としての機能の一部は、外部に委託する予定です。

(2) 研究開発実施におけるその他の留意事項

① 再委託先として事業計画書に明記されている場合を除き、直接研究開発内容に係

わる業務について、本委託費を使用して一部又は全部をさらに再委託することはできません。

- ② 予算上の制限によりやむを得ない場合には、委託費の減額又は研究開発の中止を求めることがあります。
- ③ 当初計画した研究開発体制が大幅に変更（研究開発代表者の離脱を含む）された、当初計画の実現に重大な懸念が判明した等、研究開発の進捗に問題が生じる可能性がある場合は、速やかに事務局に報告してください。審査委員会の判断により、必要な調整を行う場合があります。
- ④ 再委託先との間で研究開発の実施にあたり意見の相違が生じた場合は、代表企業が主体となって解決を図る体制及び方針に基づき協議・調整を行ってください。

(3) 研究開発成果等の公表及び調査への協力

防衛装備庁が開催するシンポジウム等における成果の発表（プレゼンテーション）や、防衛装備庁が作成する冊子に掲載する原稿の作成を依頼することがありますので、スタートアップ等のご協力をお願いします。防衛装備庁が行う説明・発表において、ご了解をいただける範囲で、研究開発内容をご紹介します場合があります。

また、研究開発終了後、一定期間を経過したものについては、研究開発成果の活用状況の把握・分析を行うためのフォローアップ調査を行うことがありますので、スタートアップ等のご協力をお願いします。

6. 2 委託事業実施中又は終了後の提出書類

(1) 業務完了届又は年度業務完了届の提出

代表企業の研究開発代表者又は契約担当者は、契約期間中の最終年度を除く毎年度、年度末までに「年度業務完了届」を提出していただきます。また、契約が完了したときは、契約期間内に「業務完了届」を提出していただきます。

なお、これらは、契約管理上必要な、簡素な事務的文書であり、研究開発成果等を記載いただくものではありません。

(2) 会計実績報告書の提出

代表企業の研究開発代表者又は契約担当者は、契約期間中の毎年度、原則5月31日まで（当該年度の最終日の翌日から起算して61日以内）に前年度分の会計実績報告書を提出していただきます。また、契約が完了したときは、契約完了日の翌日から起算して61日以内に「会計実績報告書」を提出していただきます。ただし、年度内精算を行う等、特定の条件の場合には、翌年度の4月中に当該年度分の支払額を確定し、支払を終了する必要があります。この場合の提出書類及び提出時期は別途調整します。

会計実績情報の扱いに関しては「4. 2 (4) 委託費の精算について」及び「4. 1

9 e-Rad上の情報の取扱いについて」をあわせてご確認ください。

(3) 事業計画書の提出

翌年度も研究開発を継続する予定の研究開発については、事務局及びP Lと調整の上、契約に基づき研究開発を実施している年度の進捗を取りまとめた資料及び契約変更等に必要な「事業計画書」の案を提出していただきます。ただし、既に翌年度分の詳細な計画が記載されている事業計画書が、委託契約に含まれている場合は、この限りではありません。これら提出された情報に基づき、必要に応じて契約変更等の手続を行います。

なお、研究開発の進捗状況等から評価が必要と判断された場合には、審査委員会での決定の下、研究開発の中止や「事業計画書」の変更等を行っていただく可能性がありますので、あらかじめご了承ください。事業計画書の案の提出時期は、契約後速やかに提出してください。ただし、必要な場合は、その都度調整するものとします。

(4) プロジェクト成果報告書の提出

本委託事業で得られた研究開発成果について、代表企業は、各フェーズの事業期間終了日までに、細部実施要領に定めるプロジェクト成果報告書を提出していただきます。

なお、プロジェクト成果報告書等の全部又は一部を印刷その他の方法により、防衛装備庁が公表することがあります。

(5) その他

その他、契約書及び委託契約事務処理要領に基づき、防衛装備庁が必要と認める報告書類等の提出を求める場合があります。

6. 3 研究開発の評価

(1) 評価の体制

本委託事業における研究開発成果の評価（ステージゲート審査及び最終審査）は、審査委員会にて行います。審査委員のうち審査対象となるプロジェクトの代表企業又は再委託先の利害関係者となる審査委員は、当該研究開発の審査には加わりません。

なお、これらの審査結果は防衛装備庁のウェブサイトにおいて公表されます。

(2) ステージゲート審査（SG1・SG2）及び最終審査の実施

各フェーズ終了後、プロジェクト成果報告書に基づき研究開発の成果に関するステージゲート審査（SG1・SG2）及び最終審査を実施します。SG2及び最終審査では、代表企業の研究開発代表者等に成果等のプレゼンテーションをしていただきます。評価の観点とは、以下の表の通りです。

表 ステージゲート審査及び最終審査の基準

段階	審査項目
----	------

フェーズ 1	・調査結果に基づき、トピックの解決が可能な技術であり、試作作成の 目途が立っていること。 ・防衛力整備の観点（当該トピックの防衛力としての必要性、有効性、 要求性能・取得価格の妥当性）と整合性を有すること。 ・プロジェクト成果報告書に以下に掲げる事項が適切に記載されている こと。 (1) トピックの解決が可能な技術であることの論理的説明 (2) 試作単価 (3) 量産体制・量産単価（見込み） (4) 試作品の機能・性能（見込み） (5) 試作の研究開発計画 (6) 試作に必要な生産設備
フェーズ 2	・（必要に応じて）情報セキュリティに関する取組を実施すること。 ・（必要に応じて）防衛事業適合事業者契約を締結していること。 ・試作品の試験結果に基づき、当該試作品がトピックの解決に資する機 能及び性能を有し、フェーズ 3 における大規模技術実証に供し得るも のであると見込まれること。 ・防衛力整備の観点（当該トピックの防衛力としての必要性、有効性、 要求機能及び性能、取得価格の妥当性）と整合性を有すること。 ・プロジェクト成果報告書に以下に掲げる事項が適切に記載されている こと。 (1) 試作品の機能・性能 (2) 量産単価（見込み） (3) 量産品の計画 (4) 量産に必要な生産設備
最終審査	・フェーズ 3 の実証結果に基づき、当該成果物が装備品等として採用で きる機能・性能を備えており、量産の目途が立っていること。 ・防衛力整備の観点（当該トピックの防衛力としての必要性・有効性、 要求性能・取得価格の妥当性）と整合性を有すること。 ・プロジェクト成果報告書に以下に掲げる事項が適切に記載されている こと。 (1) 試作品の機能・性能 (2) 量産単価（確定版） (3) 生産施設、生産設備 (4) 生産能力（生産量） (5) 量産納期（初ロット出荷時期）

なお、公平性の観点から、審査は同一トピックに係る全ての研究開発の完了後に実施します。このため、他の研究開発より早期に研究が完了した場合であっても、精算手続を先行して実施した上で、審査についてはお待ちいただく場合があります。

(3) 評価結果の反映

ステージゲート審査の結果においては、必要に応じて、以後の研究開発計画の見直し又は中止、委託費の増額・減額、研究開発実施体制の見直し等の意見が付されることがあります。その場合、事務局及びP Lは、当該トピックの研究開発代表者と事業計画書の修正等必要な調整を行います。

6. 4 知的財産権の帰属等

研究を実施することにより取得した特許権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条（日本版バイ・ドール制度）を踏まえた一定の条件を付した上で代表企業又は再委託先に帰属させることができます。代表企業又は再委託先による知的財産権の利用は、委託契約、関係法令、安全保障貿易管理、研究セキュリティ及び情報セキュリティに関する条件に従う範囲で認められます。ただし、利用、成果公表、移転、及び専用実施権の設定等をしようとする際は、あらかじめ防衛装備庁の承認を受ける必要があります。その詳細については契約条項によります。委託契約書のひな形については、「実証型ブレークスルー研究（SBIR試行） 委託契約事務処理要領」に記載していますので参考にしてください。また、知的財産権に係る報告等は、契約期間終了後も継続して実施していただくようお願いしています。

また、成果の公表には、論文、学会発表、プレスリリース、ウェブサイト掲載、展示会出展、営業資料、投資家向け資料、SNS投稿、特許出願その他第三者に対して本制度の成果又は技術情報を開示する行為を含みます。公表可否及び公表内容については、知的財産権の取得、安全保障上の配慮、営業秘密、契約上の義務及び関係法令を踏まえて判断します。

これまで親会社又は子会社への知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等の場合、日本版バイ・ドール制度の規定に基づき防衛装備庁の事前承認は必要ないとしておりましたが、「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」（2024年6月4日経済安全保障法制に関する有識者会議）を受けて、国の委託研究開発から生じた知的財産権が国外へ流出することを防止するため、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合に防衛装備庁の承認が必要となります。

本制度において作成又は取得される技術データ、試験データ、ソフトウェア、ソースコード、AIモデル、学習データ、設計情報、図面、仕様書、マニュアルその他の成果資料の提出範囲、利用条件、第三者提供の可否、秘密情報としての取扱い及び防衛省・自衛隊による利用権限については、委託契約において定めます。応募者は、提案に第三者の知的

財産、ソフトウェア、データ又はオープンソースソフトウェアを含む場合、その権利関係及び利用条件を明らかにしてください。

なお、知的財産権に関する報告その他委託契約で定める義務については、契約期間終了後も継続して履行していただくことがあります。

7. 対象費用の詳細

委託の対象となる費用は、本制度のためにのみ使用される物品費、人件費・謝金、旅費、その他経費及び間接経費です。

費目毎の内容は、以下の(1)～(5)のとおりです。詳細につきましては、「実証型ブレークスルー研究（SBIR試行） 委託契約事務処理要領」を十分ご確認の上、経費計上を行ってください。また、費用計上における留意事項につきましては、【別紙4】委託費の取扱区分表と費用計上における留意事項にて記載しております。

(1) 物品費

- ①設備備品費
- ②消耗品費

(2) 人件費・謝金

- ①人件費
- ②謝金

(3) 旅費

(4) その他経費

- ①外注費
- ②印刷製本費
- ③会議費
- ④通信運搬費
- ⑤光熱水料
- ⑥その他（諸経費）

(5) 間接経費

事務的経費等の直接経費で計上できない経費を間接経費の対象としています。間接経費は、(1)～(4)の直接経費の合計に、間接経費率30%を乗じて算出してください。

なお、毎年度の間接経費執行実績を翌年度の6月30日までに防衛装備庁に報告するものとします。

8. 問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、令和8年11月2日（月）正午（12：00）迄に限り、以下の問い合わせフォームより受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問

い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

担当部署：防衛装備庁 技術戦略部 技術戦略課問い合わせフォーム

<https://www.113.vovici.net/se/13B2588B72768A28>

e-Radの操作方法に関する問い合わせにつきましては、【別紙5】府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募についてに記載しております。

9. その他

(1) 委託事業期間中のイベント、アンケート・資料提出対応等について

事業期間中は、適宜、イベントへの協力、アンケート、資料提出等を求める場合があります。

(2) 提案実績・採択実績の利用

制度改善に向けて、スタートアップ等に対してヒアリング・アンケートを実施する場合があります。また、申請実績・採択実績を利用することがあります。

(3) 本制度で得られた成果の発表・研究開発成果物の取り扱いについて

本制度の実施により取得した開発成果の取扱いは、以下のとおりとします。

ア 研究成果の公表

本制度の実施により取得した開発成果の公開は、全て防衛装備庁との同意を必要とします。採択されたスタートアップ等は事前にプロジェクト成果公表申請を事務局に提出し、PMの同意を得てください。

公表にあたっては、以下の2点を確認した上で実施してください。

(イ) 取得すべき知的財産権の獲得に悪影響が及ばないこと。

(ロ) 謝辞等で本制度による支援があったことを明示すること。

イ 設備備品・試作品等の取り扱い

委託費により購入・取得した設備備品、資産及び防衛装備庁が指定する試作品等（以下「資産等」という。）の取扱いは以下のとおりです（委託契約書第22条）。

(イ) 購入した資産等の所有権は、研究期間終了後の委託費の額の確定後に防衛装備庁に帰属します。

(ロ) 乙は善良な管理者の注意をもって資産等を保管・管理しなければなりません。

(ハ) 所有権を移転する前に資産等を処分しようとするときは、取得資産等処分承認申請書を提出し、防衛装備庁の承認を受けてください。

(ニ) 委託費の額の確定後、防衛装備庁の指示に従い、防衛装備庁又は防衛装備庁が指定する者に所有権を移転してください。

(ホ) 防衛装備庁は、必要と認める場合、所有権の移転を受けた資産等を乙に貸し付けることができます。貸付けを受けた資産等は、防衛装備庁の承認なく第三者に

使用させ、譲渡し、交換し、又は担保に供してはなりません。

ウ 委託期間中の成果物の取り扱い

本制度は研究開発を主眼とする委託事業であるため、委託期間中は、その成果物（有形・無形を問わない）を外部に販売することは認められません。したがって、外部機関における技術評価を目的とした成果物の提供であっても、対価を得て提供すること（有償サンプルや有償デモ等）や、成果の一部を使って収入を得ることは、原則として認められません。

なお、成果物とは、成果技術、途中成果技術及び途中成果物を含みます。

(4) 防衛装備庁による支援について

本制度を実施するにあたり、防衛装備庁の保有する施設、設備、文書等を使用する必要がある場合は、防衛装備庁との協議の上、規則等を遵守することで、無償で支援を受けられることもあります。

(5) SBIR 制度による支援措置について

本制度は、日本版SBIR制度において、指定補助金等及び特定新技術補助金等の指定を受けている事業です。指定された補助金等の交付を受けた中小企業等は、その成果を利用した事業活動を行う際に各種の支援措置の特例を受けることができます。詳細については、下記URLをご参照ください。

<https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/blank-5>

【別紙 1】令和 8 年度公募トピックについて

トピック番号	1
トピック名	国内製造の部品・構成品を活用した対処用小型 UAV システム
成果を活用する自衛隊等	陸上自衛隊
採択審査	防衛装備庁 審査委員会
概 要	50km 以上を飛行し、艦艇・車両等の多様な目標を無力化する能力を有する、安価に大量生産可能な小型 UAV システムを国内製造の部品・構成品を最大限活用して開発する。
トピック設定の背景・課題の現状	(安価かつ大量の UAV の台頭) ● ロシアによるウクライナ侵略等で、安価かつ大量の UAV を活用した「新しい戦い方」が現出。相手の高価な装備品を安価な UAV により撃破するとともに、安価な UAV に対し相手の高価なミサイル等での対処を強いるなど、非対称な優位性を確立する手段となっている。 ● こうした状況を踏まえ、我が国においても「新しい守り方」への対応として、安価かつ大量生産可能な UAV の各種任務への更なる活用が求められている。 ● 陸上自衛隊においても、従来の装備品に加え、50km 以上を飛行可能で侵攻する艦艇・車両等の様々な目標に対して相対的に安価に対処可能な小型 UAV を確保することが、非対称な優位性を確保する上で喫緊の課題である。 (国内生産基盤の必要性) ● 海外製装備品は調達コスト、リードタイム、サプライチェーンリスクやアジャイルな改修への対応の点で課題がある。UAV の国内生産基盤は、安価かつ安定的な調達や迅速な改修、維持整備などを可能とするなど、「持続的な対応能力」の観点からも重要であり、特に、消耗的に使用することが想定される迎撃用 UAV は早期に国内生産基盤を構築することが必要である。 UAV の製造に必要なフライトコントローラー、バッテリー、モーター、映像伝送モジュール等の主要構成品等について優先して国内生産基盤を構築する必要がある。
運用構想（使用方法）	主に海上から侵攻する相手の艦艇や軽装甲車両に対し、対処用の小型 UAV を発射。UAV が 50km 以上を飛行可能で、目標を探知・識別し、自動で目標に誘導し無力化する。 (運用の詳細)

	● 3名以下で運用し、地上あるいは陸上自衛隊の車両または小型船舶から、目標に向けて対処用小型 UAV を発射。 ● 対処用小型 UAV は一定の空域を飛行し、搭載したカメラ等のセンサーで目標を探知・識別 ● 操作員が操作端末上で目標情報を確認した後、対処用小型 UAV に対処を指示 ● 対処用小型 UAV は自動で目標に向け誘導し、搭載した弾頭で目標を無力化
提案を求める 研究開発内容	国内製造の部品・構成品を最大限活用した対処用小型 UAV システムの国産開発 (システムの構成) ● 安価に大量生産可能かつ、自律的な誘導機能を有する UAV 本体 ● UAV に搭載する弾頭 ● UAV を運用するために必要なソフトウェアおよびその操作端末 ● 通信用アンテナ (対処用小型 UAV と操作端末の間の通信に使用) ● その他、システムや運用構想を成立させるために必要な機能・装置
要求性能の概要	(機体性能) ● 2名以下で運搬可能な重量及び寸法であること。 (格納時の各運搬物の重量は容器を含めて 50kg 以下が目安) ● 動力源はバッテリーとモーターの構成であること。 ● 飛行形態は VTOL (垂直離着陸) が望ましいが、固定翼型も妨げない。また、翼は取り外しまたは、折り畳みできることが望ましい。 ● 発射方式は任意だが、発射筒等が残らない方式が望ましい。また、カタパルト式の場合は発射装置も含んでシステム構成とすること。 ● 飛しょう距離は 50km 以上であること。 (取得単価とのバランスを踏まえつつも、可能な限り遠距離まで飛しょうできることが望ましい。) (管制性能) ● 管制距離は飛しょう距離と同等以上であること。また、見通し距離内においては、本システムのみで対処用小型 UAV を管制可能であること。 ● 操作端末から UAV への通信や UAV からデータを伝送する通信は標準規格であること。また、対ジャミング機能を有すること。 ● 操作端末で入力した座標 (ウェイポイント) に UAV を自動で管制可能であること。

	● 1 台の操作端末で複数機を同時に管制できること。 (対処性能) ● センサは可視光カメラ (E0) 及び赤外線カメラ (IR) の双方を有する構成であること。 ● 対処指示は操作員が行い、それ以降は、画像認識等により、目標へ自動的に誘導し命中可能であること。 ● 弾頭は、侵攻する相手の艦艇・舟艇及び軽装甲車両に対処可能な能力を有し、軽装甲車の鋼板を貫通可能であること。 ● 弾頭は、安全機能を有し、遠隔で安全化と解除ができること。 (搭載する弾頭) ● UAV の機体と弾頭等は、部隊において安全かつ容易に取外し及び取付けが可能であること。 ● UAV の機体と弾頭等は、取り外した状態で別々に保管されることを前提とすること。 (国内生産基盤の構築) ● 設計・製造に当たり、最大限、民生品 (COTS) を活用することで製造費の抑制や安定的な調達を追求するとともに、国内で製造された部品・構成品を可能な限り使用すること。 ● 弾頭は国内で製造すること。 ● モーター、バッテリー、フライトコントローラー、映像伝送モジュール等の官側が指定する主要な構成品は、国内で製造された製品を使用すること。 ● 海外製の部品を使用する場合は、当該部品のサプライチェーンリスクを明示した上で、当該リスク低減のための取組を明らかにすること。 ● 国内に、安定的な製造を可能とするとともに、迅速な改修、維持整備等に対応できる体制を構築すること。 (その他条件) ● 自衛隊の無人機管制ソフトウェア等の他システムに容易に接続可能であること。
--	---

	● 国内の電波関連法規に適合した開発・製造が可能であること。 ● 自衛隊側による設定の変更、軽微な改修等により、使用する周波数を平素から使用している周波数とは別の周波数に変更又は追加できること。 ● 対妨害性を有し、通信妨害下においても性能低下することなく運用できることが望ましい。 ● システム接続に際しては RMF の運用承認を得るために官側が求める支援を実施できること。 ※ RMF (Risk Management Framework) : 防衛省・自衛隊の情報システム等が満たすべきサイバーセキュリティリスク管理手続 ● 電源については、本システムの内部電源、陸上自衛隊の既存の車両電源または、別途小型の発電機等の電源を供給することを想定 通信途絶時の安全化機能、異常を検知した時の警告機能を有すること。
期待する量産単価	● 対処用 UAV : 5 0 0 万円以下／機 ● 対処用 UAV 除く装置等一式（ソフトウェア・操作端末、通信用アンテナ他） : 1 , 0 0 0 万円以下／式 （一式に含まれる構成品・単価等の細部は SBIR 各フェーズ及び最終成果に基づき具体化）
量産予定量	● 初期量産 : 対処用 UAV : 2 0 0 機程度 対処用 UAV 除く装置等 : 1 0 式程度 本格量産 : 性能を確認しつつ順次導入を進め、最終的に全国の特科部隊への配備を想定
各フェーズでの達成目標及び想定スケジュール	■フェーズ1の達成目標／フェーズ2への移行条件 ● 書面上にて、目指す姿を達成するため、運用構想・要求仕様を満たす、対処用小型 UAV システムの基本設計を示す。 ● 当該 UAV システムの開発における最適な方法（企業が有する既存機体の設計情報や既存ソフトウェアの活用等）、実行可能なスケジュール・費用などを示す。 ● フェーズ1の段階で、フェーズ2での達成目標を満たすことが可能な場合はあわせて資料等を提出すること。

	● フェーズ 2 への移行に先立ち、最終的な目標とする機体性能等の細部及び期待する弾頭性能、発射方式、飛しょう距離・管制距離の目安等について、官民で調整 ● 国内生産基盤の構築について、UAV の機体や関連機材の製造に用いる部品、構成品の一覧（製造国・企業名を含む）を示すこと。 ■フェーズ 2 での達成目標／フェーズ 3 への移行条件 ● 以下の条件を満たすプロトタイプを作成すること。 ① フェーズ 2 開始時に官が要求した機能・性能等を満たす小型対処用 UAV 本体 ② フェーズ 2 開始時に官が要求した管制機能を有するソフトウェアと端末装置 ● 当該プロトタイプで飛行試験を実施すること。 ● フェーズ 3 終了時点で目指す姿を達成するために、フェーズ 3 での改良方法を示す。 ● 上記のプロトタイプの製造において実際に使用した国内製造の部品・構成品の一覧（製造国・企業名を含む）を示す。 ■フェーズ 3 での達成目標 ● 官側が用意した試験環境において、上記①②に加えて、以下の検証を想定 ➤ 試験的な環境において、小型対処用 UAV の発射から目標の無力化に至るまでの、本システムの一連の機能・性能の成立性を確認 ➤ 総合的な検証として、実際の運用を想定した環境下で遠方に設置した模擬標的を用いて一連の機能・性能の成立性を確認 （具体的な距離や条件は官側との調整による。） ● 部隊による試験と結果に基づく改良・改善を可能な限り繰り返し実施し、一連の対処性能やユーザーインターフェース等を部隊で活用できる水準まで向上させる。 ● 国内生産基盤の構築について、量産化に向けた体制構築及び海外製部品の国内製造部品への切替えの調整等の取組みを推進する。
--	--

	(想定スケジュール) ※進捗に応じ変更の可能性あり ■採択 2026年12月頃 ■Phase1: 5か月間 開始 2027年2月頃 終了 2027年6月頃 ■SG1審査 2027年7～8月頃 ■Phase2: 1年間 開始 2027年9月頃 終了 2028年9月頃 ■SG2審査 2028年10～11月頃 ■Phase3: 2.5年間 開始 2028年12月頃 終了 2031年6月頃 ■SG3審査 2031年7～8月頃 以降必要数を調達
備考	● 本SBIR事業に係る弾頭の取扱い 本SBIR事業を経て量産に至ったUAVの弾頭は、本SBIR事業の主契約企業又はその下請負者（以下「主契約企業等」という。）が開発した機体に搭載するほか、状況に応じ、主契約企業等以外の者が製造する互換性を確保した機体に搭載することを想定している。このため、 ① 主契約企業等は、機体と弾頭とのインターフェース、起爆装置の制御信号の仕様その他の機体及び弾頭との相互の機能発揮を確保するために必要な情報について、この契約の履行の一環として官に提供するとともに、官の求めに応じ、官が指定し、守秘義務を課す主契約企業等以外の者に対し、適正な対価により提供すること。 ② 主契約企業等のうち弾頭の製造を行う者は、本事業で開発した弾種と同種の弾頭について、官の求めに応じ、官が指定し、守秘義務を課す主契約企業等以外のUAVの機体を開発又は製造する者に対し、その生産能力の範囲において、適正な

	対価により提供すること。 ● 法令遵守 SBIR 事業を推進する上で、関連する法令等を正しく把握し、確実に遵守すること。事業の実施にあたり、疑義がある場合は官側に適時に相談すること。
--	---

トピック番号	2
トピック名	国内製造の部品・構成品を活用した迎撃用 UAV システム
成果を活用する自衛隊等	陸上自衛隊
採択審査	防衛装備庁 審査委員会
概 要	自爆型中型 UAV の攻撃に対処可能な迎撃用 UAV システムを国産開発する。
トピック設定の背景・課題の現状	(迎撃用 UAV システムの重要性) ● 国際的にもシャヘド型等の安価な自爆型の中型 UAV の脅威が増加している。このような安価で大量生産可能な無人機による複数同時攻撃へ対処するには、既存の対空迎撃手段（ミサイル等）では費用が高く、非対称にコストを賦課される可能性がある。また、製造に時間のかかるミサイルを射耗することは、持続的な対応能力の観点でも課題があり、自爆型 UAV に効果的に対処可能なシステムを早期に構築する必要がある。 (国内生産基盤の必要性) ● 海外製装備品は調達コスト、リードタイム、サプライチェーンリスクやアジャイルな改修への対応の点で課題がある。UAV の国内生産基盤は、安価かつ安定的な調達や迅速な改修、維持整備などを可能とするなど、「持続的な対応能力」の観点からも重要であり、特に、消耗的に使用することが想定される迎撃用 UAV は早期に国内生産基盤を構築することが必要である。 UAV の製造に必要なフライトコントローラー、バッテリー、モーター、映像伝送モジュール等の主要構成品等について優先して国内生産基盤を構築する必要がある。
運用構想（使用方法）	飛来するシャヘド型等の自爆型中型 UAV に対して、陸上自衛隊の既存の対空システムやレーダ等から得られた目標情報を活用し、複数の迎撃用 UAV を自律的に同時に管制して対処する。 (運用の詳細) ● 1 名の操作員が本システムを通じて、次の運用を実施 ● 本システムを陸上自衛隊の既存の対空戦闘システムや対空レーダ等と接続し目標となる UAV の情報を取得 ● 本システムは得られた情報を元に複数の迎撃用 UAV を自律的に同時に管制し、目標 UAV に向けて飛行させる。

	● 迎撃用 UAV は画像認識等により目標 UAV へ自律的に終末誘導を実施 ● 迎撃用 UAV は搭載する弾頭等を至近距離で爆発させ目標 UAV を無力化する。弾頭等を搭載しない場合は直撃により目標 UAV を無力化する。
提案を求める 研究開発内容	シャード型等の自爆型中型 UAV の攻撃に対処可能な迎撃用 UAV システムの開発。 (システムの構成) ● 安価に大量生産が可能な迎撃用 UAV 本体。必要なときに 3D プリンタ等による製造方法にて迅速に量産することができること。 ● UAV に搭載する弾頭等 ● 迎撃用 UAV 発進装置 (必要に応じて開発) ● 得られた目標情報を元に迎撃用 UAV を運用するために必要なソフトウェアおよびその操作端末 ● 通信用アンテナ (迎撃用 UAV と操作端末の間の通信に使用) ● その他、システムや運用構想を成立させるために必要な機能・装置等
要求性能の概要	(システム全体) ● 車両に搭載した状態または、2 名以下で車両から地上に展開して運用可能な構成であること。 (迎撃用 UAV を含む各構成品を格納した際、各運搬物の重量が容器を含めて 50kg 以下となることが望ましい) ● 陸上自衛隊等の既存の対空戦闘システム或いは対空レーダ等の外部センサと接続して、目標となる UAV の情報を取得できること。 (接続対象のシステムや具体的な送受情報等の細部はフェーズ 2 における官側との調整による。) ● 上記で得られた目標情報 (飛行経路、想定機種、速度等) を元に、本システムが脅威度に基づく優先順位付けを行い、対処目標を操作員に提案可能であること。 ● 1 名の操作員の発進指令の下に、本システムが複数の迎撃用 UAV を同時に管制し、選択された目標に対処可能であること。 (搭載する弾頭)

	● UAV の機体と弾頭等は、部隊において安全かつ容易に取外し及び取付けが可能であること。 ● UAV の機体と弾頭等は、取り外した状態で別々に保管されることを前提とすること。 (誘導方式) ● 陸上自衛隊の既存の対空戦闘システムやレーダ等から得られた目標情報を元に、本システムが、複数の迎撃用 UAV を同時に目標 UAV に向けて飛行させることができること。 ● 迎撃用 UAV が目標 UAV から一定距離内に接近した場合、迎撃用 UAV が画像処理 AI 等の機体側の情報処理により目標 UAV に対して自機を終末誘導できること。 ● 冗長性の観点から、万一、対空戦闘システム等の外部システム等との接続が困難になった場合においても、機体から得られた画像情報による手動操縦により迎撃用 UAV を運用することができること。 (音声無線等で別途取得した目標 UAV の情報等を基に、操作員自身の操縦により目標 UAV へ対処することを想定) ● シャード型等の自爆型の中型 UAV を無力化するために必要な弾頭等を搭載できること。 ● 目標となる UAV に対して十分な対処効果を発揮できる距離内に接近した際に、手動で弾頭等を起爆することができること。また、自動で弾頭等を起爆することが望ましい。 ● 弾頭等を未搭載時においても、機体そのものの運動エネルギーにより、直撃により目標 UAV を無効化することが望ましい。 (国内生産基盤) ● 設計・製造に当たり、最大限、民生品（COTS）を活用することで製造費の抑制や安定的な調達を追求するとともに、国内で製造された部品・構成品を可能な限り使用すること。 ● モーター、バッテリー、フライトコントローラー、映像伝送モジュール等の官側が指定する主要な構成品については、国内で製造された製品を使用すること。 ● 海外製の部品を使用する場合は、当該部品のサプライチェーンリスクを明示した上で、当該リスク低減のための取組を明らかにすること。 ● 国内において、安定的な製造、迅速な改修や維持整備等を可能とする体制を構築すること。
--	--

	(その他条件) ● 国内の電波関連法規に適合した開発・製造が可能であること。 ● 自衛隊側による設定の変更、軽微な改修等により、使用する周波数を平素から使用している周波数とは別の周波数に変更又は追加できること。 ● 対妨害性を有し、通信妨害下においても性能低下することなく運用できることが望ましい。 ● システム接続に際しては RMF の運用承認を得るために官側が求める支援を実施できること。 ※ RMF (Risk Management Framework) : 防衛省・自衛隊の情報システム等が満たすべきサイバーセキュリティリスク管理手続 電源については、本システムの内部電源、陸上自衛隊の既存の車両電源または、別途小型の発電機等の電源を供給することを想定
期待する量産単価	● 迎撃用 UAV : 数十万円以下／機 ● 迎撃用 UAV 除く装置一式 (UAV 発進装置 (必要に応じ)、ソフトウェア・操作端末、通信用アンテナ他) : 1, 0 0 0 万円以下／式 (一式に含まれる構成部品・単価等の細部は、SBIR 各フェーズ及び最終成果に基づき具体化)
量産予定量	● 初期量産 : 迎撃用 UAV : 5 0 0 機程度 迎撃用 UAV 除く装置等 : 1 0 式程度 本格量産 : 性能を確認しつつ順次導入を進め、最終的に全国の各部隊への配備を想定
各フェーズでの達成目標及び想定スケジュール	■フェーズ 1 の達成目標／フェーズ 2 への移行条件 ● 書面上にて、目指す姿を達成するため、運用構想・要求仕様を満たす、迎撃用 UAV システムの基本設計を示す。 ● 当該システムの開発における最適な方法 (企業が有する既存機体の設計情報や既存ソフトウェアの活用等)、実行可能なスケジュール・費用などを示す。 ● フェーズ 1 の段階で、フェーズ 2 での達成目標を満たすことが可能な場合はあわせて資料等を提出すること。

	● 国内生産基盤の構築について、迎撃用 UAV の機体やシステム構成機材の製造に用いる予定の部品・構成品の一覧（製造国・企業名を含む）を示すこと。 ■フェーズ2での達成目標 / フェーズ3への移行条件 ● 以下の条件を満たすプロトタイプを作成すること。 ①官側と事前に合意した対空戦闘システム等と本システムを接続し、目標情報を受信し分析できること。 ②上記の分析に基づき、本システムが操作員に対処目標を提案するとともに、複数機の迎撃用 UAV を同時に運用し目標に誘導可能であることをコンピュータ上でシミュレーションできること。 ③要求性能を満たす迎撃用 UAV を試作し、試験飛行を実施すること。 ● フェーズ3終了時点で目指す姿を達成するために、フェーズ3以降での改善点と改良方法を示す。 ● 上記のプロトタイプの製造において実際に使用した国内製造の部品・構成品の一覧（製造国・企業名を含む）を示す。 ■フェーズ3での達成目標 ● 官側が用意した試験環境において、以下の検証を想定 ➢ 陸上自衛隊の既存の対空戦闘システムまたはレーダ等との接続を行った上で、模擬標的を使用し、要求性能で示した、本システムの目標情報の取得から対処に至るまでの一連の機能・性能が達成されていることを検証 ● 部隊による検証と検証結果に基づく改良・改善を可能な限り繰り返し実施し、一連の性能やユーザーインターフェース等を部隊で活用できる水準まで向上させる。 ● 国内生産基盤の構築について、量産化に向けた体制構築及び海外製部品の国内製造部品への切替えの調整等の取組みを推進する。 （想定スケジュール） ※進捗に応じ変更の可能性あり ■採択 2026年12月頃 ■Phase1：5か月間 開始 2027年2月頃
--	--

	終了 2027年6月頃 ■SG1審査 2027年7～8月頃 ■Phase2：1年間 開始 2027年9月頃 終了 2028年9月頃 ■SG2審査 2028年10～11月頃 ■Phase3：2.5年間 開始 2028年12月頃 終了 2031年6月頃 ■SG3審査 2031年7～8月頃 以降必要数を調達
備考	※対処を想定する自爆型の中型 UAV(シャヘド型)としては、概ね高度 18,000ft 未満、速度 250km/h 程度、重量 600kg 以下を想定。 ※「弾頭等」とは、弾頭及び炸薬（C4 等）を指す。 ● 本 SBIR 事業に係る弾頭の取扱い 本 SBIR 事業を経て量産に至った UAV の弾頭は、本 SBIR 事業の主契約企業又はその下請負者（以下「主契約企業等」という。）が開発した機体に搭載するほか、状況に応じ、主契約企業等以外の者が製造する互換性を確保した機体に搭載することを想定している。このため、 ① 主契約企業等は、機体と弾頭とのインターフェース、起爆装置の制御信号の仕様その他の機体及び弾頭との相互の機能発揮を確保するために必要な情報について、この契約の履行の一環として官に提供するとともに、官の求めに応じ、官が指定し、守秘義務を課す主契約企業等以外の者に対し、適正な対価により提供すること。 ② 主契約企業等のうち弾頭の製造を行う者は、本事業で開発した弾種と同種の弾頭について、官の求めに応じ、官が指定し、守秘義務を課す主契約企業等以外の UAV の機体を開発又は製造する者に対し、その生産能力の範囲において、適正な対価により提供すること。

	● 法令遵守 SBIR 事業を推進する上で、関連する法令等を正しく把握し、確実に遵守すること。事業の実施にあたり、疑義がある場合は官側に適時に相談すること。
--	---

トピック番号	3
トピック名	極小型の情報収集システム
成果を活用する自衛隊等	陸上自衛隊
採択審査	防衛装備庁 審査委員会
概 要	軽量・小型・高機動性を兼ね備えた極小型の情報収集プラットフォームを活用し、狭い空間、危険な環境においても長時間・継続的に情報収集可能なシステムを開発する。
トピック設定の背景・課題の現状	(陸自情報収集活動の強化) 陸上自衛隊では、相手や環境等について正確な情報を把握するため情報収集活動を実施します。情報収集活動は、相手に気付かれることなく隠密に実施することが求められ、かつ、場合によっては隊員の立ち入りが困難な狭い空間、危険な区域等も対象に実施します。現状、情報収集活動には UAV や UGV 等を使用しますが、サイズが大きく狭い空間に入ることができない、かつ、隠密な活動に不向き、消費電力が大きく長時間・継続的な情報収集が困難という課題があります。 上記課題に対処するためには、狭い空間、危険な環境においても長時間・継続的に情報収集できるツールが必要です。近年、極小型の情報収集プラットフォームにデバイスを搭載し狭い空間でセンサ等として活用する研究が行われていますが、上記課題解決に有力な技術です。 このため、本トピックでは、UAV や UGV を補完する新たな情報収集手段として、極小型情報収集プラットフォームを活用した情報収集システムを開発します。 (災害派遣時の情報収集への期待) 極小型情報収集プラットフォームを活用した情報収集システムを開発することにより、災害派遣時、倒壊した建物内など人の立ち入りが困難な場所における長時間・継続的な情報収集活動・搜索活動が期待できます。
運用構想（使用方法）	情報収集活動エリア近傍において、センサ等のデバイスを搭載した極小型情報収集プラットフォームを放出し、遠隔操作して、長時間・継続的かつ隠密な情報収集を実施する。

	(運用の詳細) ● 国内で運用可能な極小型情報収集プラットフォームに専用のデバイスを装着 ● 情報収集活動エリア近傍に輸送し放出 (輸送は、UAV、UGV 等を活用することを想定) ● 操作端末により極小型情報収集プラットフォームを遠隔操作して障害物等を回避・踏破し、対象エリアにおいて情報収集 ● 取得した情報を端末上で確認 ● 情報収集終了後、操作端末により極小型情報収集プラットフォームを回収
提案を求める 研究開発内容	極小型情報収集プラットフォームを活用した情報収集システム (システムの構成) ● 極小型情報収集プラットフォーム※ ※ 極小型の生物や極小型の機械等を想定 ● 極小型情報収集プラットフォームに装着するデバイス (制御及び情報収集、通信機能等) ● 極小型情報収集プラットフォームにデバイスを装着するためのデバイス自動取付装置 ● 極小型情報収集プラットフォームを遠隔操作するとともに収集した情報を確認するための操作端末 (複数の極小型情報収集プラットフォームの操作や管制、収集情報の処理を行うためのソフトウェアを含む。) ● その他、本システムや運用構想を成立させるために必要な機能・装置等 (通信機能等)
要求性能の概要	● 極小型情報収集プラットフォームを遠隔操作して、継続的かつ隠密に情報収集等ができること。 ● 努めて遠距離から、極小型情報収集プラットフォームの遠隔操作や取得情報の確認ができること。 ● 既存の UAV・UGV 等では進入、方向転換又は継続的な活動が困難な狭あい部、閉鎖空間、複雑な隙間等に進入し、情報収集できること。

	● 配管、通気口、がれき内部、家具・設備の間隙その他の限られた空間において、障害物を回避又は踏破しながら移動し、姿勢変更、停止及び再移動ができること。 ● 周囲の設備、開口部等に与える影響を抑え、対象空間の状態を著しく変化させることなく活動できること。 ● UAV や UGV 等により輸送・展開、通信中継できること。 (UAV や UGV 本体は既存品を使用し本開発の対象外) ● 国内で調達可能かつ運用可能な極小型情報収集プラットフォームを使用すること。 ● 極小型情報収集プラットフォーム本来の移動能力を大きく損なわないこと。 ● デバイスを装着した状態で極小型情報収集プラットフォームは、連続5時間以上、情報収集活動が実施できること。(努めて長時間、稼働できることが望ましい。) ● (操作不能となった場合又は第三者に回収された場合等に備え)メモリ本体のデータを消去できること、又はデータを取得できないものとするのが望ましい。 ● 収集した情報が操作端末へリアルタイムに伝送・表示されることが望ましい。 ● 通信等の制約によりリアルタイムの情報確認が困難な場合は、操作員のもとへ極小型情報収集プラットフォームを帰還させてから収集情報を確認できること。 ● 極小型情報収集プラットフォームを活用して収集する情報は、映像、画像、音声、周囲の人員の有無、座標等を選択できること。 ● 専用のソフトウェアを用いて、1名の操作員が複数の極小型情報収集プラットフォームを同時に制御・管制できることが望ましい。 ● 極小型情報収集プラットフォームへのデバイス取付作業は、デバイス自動取付装置により迅速・大量に実施できること。デバイス自動取付装置の利用が困難な場合においても、人手により軽易に実施できることが望ましい。
--	--

	● 極小型情報収集プラットフォームの外観への影響が少ないことが望ましい。 (要求性能の細部は、設計検討を通じた官側との調整によるものとする。)
期待する量産単価	● 極小型情報収集プラットフォームに装着するデバイス：5万円以下／個 ● 極小型情報収集プラットフォーム用デバイス除く装置一式（デバイス自動取付装置、操作端末、その他）：3,000万円以下／式 (一式に含まれる構成品・単価等の細部は、SBIR各フェーズ及び最終成果に基づき具体化)
量産予定量	● 初期量産 極小型情報収集プラットフォーム用デバイス：数十～数百個、または、リース料 極小型情報収集プラットフォーム用デバイス除く装置一式：数式、または、リース料 ● 本格量産 性能を踏まえ別途検討
各フェーズでの達成目標及び想定スケジュール	■フェーズ1の達成目標／フェーズ2への移行条件 ● 書面上にて、運用構想・要求性能を満たす、極小型情報収集プラットフォームを活用した情報収集システムの基本設計を示す。 ● 開発の具体的な方法（使用する極小型情報収集プラットフォームの種類、機器の機能性能、ソフトウェア開発方針等）、実行可能なスケジュール、費用などを示す。 ● フェーズ1の段階で、フェーズ2での達成目標を満たすことが可能な場合はあわせて資料等を提出すること。 ■フェーズ2での達成目標／フェーズ3への移行条件 ● 極小型情報収集プラットフォームを活用した情報収集システムのプロトタイプを作成すること。

	● 実際の環境に可能な限り類似した試験環境において、 ①情報収集システムに使用する極小型情報収集プラットフォームの移動を制御できること。 ②継続的かつ隠密に情報収集できること。 ③収集した情報をリアルタイムに操作端末へ伝送・表示できること。（または、記録した情報を帰還後に確認できること。） ■フェーズ3での達成目標 ● 試験用地など官側が用意した環境において、官が用意する UAV・UGV 等により、輸送・展開して上記①②③の動作ができること。 ● 実際の導入に向けて、自衛隊とともに運用試験を実施するとともに自衛隊のニーズに基づく改良・改善に可能な限り努め、実際に部隊が活用できる水準まで向上させること。 想定スケジュール ※変更の可能性あり ■採択 2026年12月頃 ■Phase1：5か月間 開始 2027年2月頃 終了 2027年6月頃 ■SG1審査 2027年7～8月頃 ■Phase2：1年間 開始 2027年9月頃 終了 2028年9月頃 ■SG2審査 2028年10～11月頃 ■Phase3：2年間 開始 2028年12月頃 終了 2030年12月頃
--	--

	■SG3審査 2031年1～2月頃 以降必要数を調達
備考	● 複数の極小型情報収集プラットフォームや端末に機能を分散させ、情報収集・遠隔操作・通信の各機能を協調して達成する構成も可とする。 ● 法令遵守 SBIR 事業を推進する上で、関連する法令等を正しく把握し、確実に遵守すること。事業の実施にあたり、疑義がある場合は官側に適時に相談すること。

トピック番号	4
トピック名	国内製造の部品・構成品を活用した水上艦対処用小型 UAV システム
成果を活用する自衛隊等	海上自衛隊
採択審査	防衛装備庁 審査委員会
概 要	百数十 km 以上を飛行し、艦艇等の目標を無力化する能力を有する、安価に大量生産可能な水上艦対処用小型 UAV システムを国内製造の部品・構成品を最大限活用して開発する。
トピック設定の背景・課題の現状	(安価かつ大量の UAV の台頭) ● ロシアによるウクライナ侵略等で、安価かつ大量の UAV を活用した「新しい戦い方」が現出。相手の高価な装備品を安価な UAV により撃破するとともに、安価な UAV に対し相手の高価なミサイル等での対処を強いるなど、非対称な優位性を確立する手段となっている。 ● こうした状況を踏まえ、我が国においても「新しい守り方」への対応として、安価かつ大量生産可能な UAV の各種任務への更なる活用が求められている。 ● 海上自衛隊においても、従来の装備品に加え、百数十 km 以上を飛行可能で侵攻する艦艇等の目標に対して相対的に安価に対処可能な水上艦対処用小型 UAV を確保することが、非対称な優位性を確保する上で喫緊の課題である。 (国内生産基盤の必要性) ● 海外製装備品は調達コスト、リードタイム、サプライチェーンリスクやアジャイルな改修への対応の点で課題がある。UAV の国内生産基盤は、安価かつ安定的な調達や迅速な改修、維持整備などを可能とするなど、「持続的な対応能力」の観点からも重要であり、特に、消耗的に使用することが想定される迎撃用 UAV は早期に国内生産基盤を構築することが必要である。 UAV の製造に必要なフライトコントローラー、バッテリー、モーター、映像伝送モジュール等の主要構成品等について優先して国内生産基盤を構築する必要がある。
運用構想（使用方法）	洋上の艦艇等に対し、水上艦対処用小型 UAV（以降、対処用小型 UAV と呼ぶ。）を水上艦上から発射。対処用小型 UAV が百数十 km 以上を飛行可能で、目標を探知・識別し、自動で目標に誘導し無力化する。 (運用の詳細) ● 水上艦上から、目標に向けて対処用小型 UAV を発射

	● 対処用小型 UAV は一定の空域を飛行し、搭載したカメラ等のセンサで目標を探知・識別 ● 操作員が操作端末上で目標情報を確認した後、機体に対処を指示 ● 対処用小型 UAV は自動で目標に向け誘導し、搭載した弾頭が目標付近で炸裂し無力化
提案を求める 研究開発内容	国内製造の部品・構成品を最大限活用した対処用小型 UAV システムの国産開発 (システムの構成) ● 安価に大量生産可能かつ、自律的な誘導機能を有する対処用小型 UAV 本体 ● UAV に搭載する弾頭 ● 対処用小型 UAV を運用するために必要なソフトウェアおよびその操作端末 ● 通信用アンテナ (対処用小型 UAV と操作端末の間の通信に使用) ● その他、システムや運用構想を成立させるために必要な機能・装置
要求性能の概要	(機体性能) ● 機体の重量は 30kg 未満とし、隊員 1 名で運搬できること。 ● 輸送ケース (機体格納状態) は全長 1,800mm、幅 350mm、高さ 550mm 及び質量 70 kg 以下であること。 ● 動力源はバッテリーとモーターの構成、またはエンジンと液体燃料の構成であること、この際、液体燃料はガソリン以外であること。 ● 発射方式は、携行自立式のコールドランチ形式等の甲板上を傷めない方式であること ● 飛しょう距離は百数十 km 以上であること。 (取得単価とのバランスを踏まえつつも、可能な限り遠距離まで飛しょうできることが望ましい。) ● 飛行時間は連続 90 分以上であること。 ● 巡航速度 105km/h、最高速度 185km/h 以上であること。 ● センサは可視光カメラ (EO) 及び赤外線カメラ (IR) の双方を有する構成であること。 (管制性能) ● 管制距離は飛しょう距離と同等以上であること。また、見通し距離内においては、本システムのみで対処用小型 UAV を管制可能であること。

	● 操作端末と対処用小型 UAV 間の通信は標準規格であること。また、対ジャミング機能を有すること。 ● 操作端末で入力した座標（ウェイポイント）に対処用小型 UAV を自動で管制可能であること。 ● 1 台の操作端末で複数機を同時に管制できること。 （対処性能） ● 最終的な対処指示は、操作員が管制装置上に示された目標画像の特定の場所（目標とする艦艇等の搭載機器）を指定することで実施。場所を指定した以降は、画像認識等により、目標の指定した場所へ自動的に誘導し命中可能であること。 ● 弾頭は、目標物である停止あるいは移動状態にある船舶等の搭載機器（レーダーやカメラ等）に対し、有効な破片効果や爆風効果を有する弾頭を搭載すること。 ● 弾頭は、安全機能を有し、遠隔で安全化と解除ができること。 （搭載する弾頭） ● UAV の機体と弾頭等は、部隊において安全かつ容易に取外し及び取付けが可能であること。 ● UAV の機体と弾頭等は、取り外した状態で別々に保管されることを前提とすること。 （国内生産基盤の構築） ● 設計・製造に当たり、最大限、民生品（COTS）を活用することで製造費の抑制や安定的な調達を追求するとともに、国内で製造された部品・構成品を可能な限り使用すること。 ● モーター、バッテリー、フライトコントローラー、映像伝送モジュール等の官側が指定する主要な構成品については、国内で製造された製品を使用すること。 ● 海外製の部品を使用する場合は、当該部品のサプライチェーンリスクを明示した上で、当該リスク低減のための取組を明らかにすること。 ● 国内に、安定的な製造を可能とするとともに、迅速な改修、維持整備等に対応できる体制を構築する。 ● 弾頭は国内で製造すること。 （その他条件）
--	---

	● 自衛隊の無人機管制ソフトウェア等の他システムに容易に接続可能であること。 ● 国内の電波関連法規に適合した開発・製造が可能であること。通信途絶時の安全化機能、異常を検知した時の警告機能を有すること。
期待する量産単価	● 対処用 UAV：3,000万円以下／機 ● 対処用 UAV 除く装置等一式（ソフトウェア・操作端末、通信用アンテナ他）：4,000万円以下／式 （一式に含まれる構成品・単価等の細部は SBIR 各フェーズ及び最終成果に基づき具体化）
量産予定量	● 初期量産 対処用 UAV：200機程度 対処用 UAV 除く装置等：10式程度 ● 本格量産 性能を確認しつつ順次導入を進め、最終的に全ての護衛艦等への配備を想定
各フェーズでの達成目標及び想定スケジュール	■フェーズ1の達成目標／フェーズ2への移行条件 ● 書面上にて、目指す姿を達成するため、運用構想・要求仕様を満たす、対処用小型 UAV システムの基本設計を示す。 ● 対処用小型 UAV システムの開発における最適な方法（企業が有する既存機体の設計情報や既存ソフトウェアの活用等）、実行可能なスケジュール・費用などを示す。 ● フェーズ1の段階で、フェーズ2での達成目標を満たすことが可能な場合はあわせて資料等を提出すること。 ● フェーズ2への移行に先立ち、最終的な目標とする機体性能等の細部及び期待する弾頭性能、発射方式、飛しょう距離・管制距離の目安等について、官民で調整。 ● 国内生産基盤の構築について、対処用 UAV の機体や関連機材の製造に用いる部品、構成品の一覧（製造国・企業名を含む）を示すこと。 ■フェーズ2での達成目標 / フェーズ3への移行条件 ● 以下の条件を満たすプロトタイプを作成すること。

	① フェーズ 2 開始時に官が要求した機能・性能等を満たす対処用 UAV 本体 ② フェーズ 2 開始時に官が要求した管制機能を有する水上艦管制装置等及びそのソフトウェア ● プロトタイプで飛行試験を行うこと。 ● フェーズ 3 終了時点で目指す姿を達成するために、フェーズ 3 での改良方法を示す。 ● 上記のプロトタイプの製造において実際に使用した国内製造の部品・構成品の一覧（製造国・企業名を含む）を示す。 ■フェーズ 3 での達成目標 ● 官側が用意した試験環境において、上記①②に加えて、以下の検証を想定 ➤ 試験的な環境において、対処用小型 UAV の発射から目標の無力化に至るまでの、本システムの一連の機能・性能の成立性を確認。 ➤ 総合的な検証として、実際の運用を想定した環境下で遠方に設置した模擬標的を用いて一連の機能・性能の成立性を確認。 （具体的な距離や条件は官側との調整による。） ● 部隊による検証と検証結果に基づく改良・改善を可能な限り繰り返して実施し、一連の性能やユーザーインターフェース等を部隊で活用できる水準まで向上させること。 ● 国内生産基盤の構築について、量産化に向けた体制構築及び海外製部品の国内製造部品への切替えの調整等の取組みを推進する。 （想定スケジュール） ※進捗に応じ変更の可能性あり ■採択 2026 年 12 月頃 ■Phase 1 : 5 か月間 開始 2027 年 2 月頃 終了 2027 年 6 月頃 ■SG1 審査 2027 年 7 ～ 8 月頃
--	--

	■ P h a s e 2 : 1 年 間 開始 2027年9月頃 終了 2028年9月頃 ■ S G 2 審 査 2028年10～11月頃 ■ P h a s e 3 : 2 . 5 年 間 開始 2028年12月頃 終了 2031年6月頃 ■ S G 3 審 査 2031年7～8月頃 以降必要数を調達
備考	● 本SBIR事業に係る弾頭の取扱い 本SBIR事業を経て量産に至ったUAVの弾頭は、本SBIR事業の主契約企業又はその下請負者（以下「主契約企業等」という。）が開発した機体に搭載するほか、状況に応じ、主契約企業等以外の者が製造する互換性を確保した機体に搭載することを想定している。このため、 ① 主契約企業等は、機体と弾頭とのインターフェース、起爆装置の制御信号の仕様その他の機体及び弾頭との相互の機能発揮を確保するために必要な情報について、この契約の履行の一環として官に提供するとともに、官の求めに応じ、官が指定し、守秘義務を課す主契約企業等以外の者に対し、適正な対価により提供すること。 ② 主契約企業等のうち弾頭の製造を行う者は、本事業で開発した弾種と同種の弾頭について、官の求めに応じ、官が指定し、守秘義務を課す主契約企業等以外のUAVの機体を開発又は製造する者に対し、その生産能力の範囲において、適正な対価により提供すること。 ● 法令遵守 SBIR事業を推進する上で、関連する法令等を正しく把握し、確実に遵守すること。事業の実施にあたり、疑義がある場合は官側に適時に相談すること。

トピック番号	5
トピック名	複数UAVによる洋上警戒監視の運用を最適化するAIシステム
成果を活用する自衛隊等	海上自衛隊
採択審査	防衛装備庁 審査委員会
概 要	官側が別途整備する警戒監視用UAVに搭載し、通信が制限又は途絶した環境においても、複数UAVによる警戒監視任務を自律的に継続・最適化するエッジ型AI及びユーザーインターフェースを開発する。
トピック設定の背景・課題の現状	(洋上警戒監視の現状と課題) ● 我が国は世界有数の広大な領海及び排他的経済水域を有しており、海上自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、平素から領海及びその周辺海域において情報収集・警戒監視を実施している。 ● 海上自衛隊の洋上警戒監視（対潜警戒含む）は、哨戒機などの有人機を中心に実施している。有人機は広域の監視や複雑な状況への対応に優れる一方、長時間にわたる監視任務は乗員の負担が大きく、また、高脅威環境における運用では人的・運用上のリスクが増大する。 ● また、監視・分析要員は、複数の監視アセット等から得られる情報を総合的に分析して警戒すべき対象を抽出し、その対象に対する情報収集・警戒監視を長時間継続する必要がある。こうした大量の情報処理や長時間の監視を人手に依存して実施することは、要員の肉体的・精神的負担が大きく、継続的な運用には限界がある。 ● このため、将来的に脅威の高まりが予想される海空域において、乗員や監視・分析要員の負担及び運用上のリスクを低減しつつ、広域かつ継続的な洋上警戒監視（対潜警戒含む）を実現するため、UAVやAI等の先端技術を活用し、警戒監視業務の省人化・効率化を進める必要がある。 (警戒監視用UAVとAIを活用した洋上警戒監視システム) 警戒監視用UAVとAIを活用した洋上警戒監視システムにおいて、警戒監視用UAVには、洋上において安定した飛行を長時間継

	続できること、警戒監視に必要な各種センサを搭載できること、艦艇側システム等との通信・ネットワークを確保し、取得した情報を共有できること等が求められる。 一方、A I には、近年の自律制御等の技術進展を踏まえ複数の警戒監視用U A Vの飛行を自律的に制御するとともに、各U A Vのセンサ等から取得した画像等の情報を総合的に分析し、監視すべき対象の抽出や警戒監視を支援すること等が求められる。 また、警戒監視用U A Vは、洋上において艦艇等から相応に離れた海空域で警戒監視を行うため、通信環境が常時安定して確保されるところとは限らない。このため、ネットワークを介したクラウド側での処理のみに依存するのではなく、通信が制限又は途絶した場合においても、警戒監視用U A Vが一定程度の情報処理・判断を行い、警戒監視任務を継続できるよう、U A Vに搭載するエッジ型のA Iを活用することとする。
運用構想（使用方法）	複数（3～10機程度）の警戒監視用U A Vを、母艦から数十～数百マイル離れた洋上において飛行させ、広域かつ継続的な情報収集及び警戒監視を行う。 （A I について） 本トピックで開発するエッジ型A Iは、警戒監視用U A Vに搭載し、オペレータから与えられた任務、警戒監視対象又は監視領域等に関する指示並びに各警戒監視用U A Vの位置・状態、気象状況その他の条件に基づき、複数の警戒監視用U A Vに対する任務の割当て及び飛行計画を作成する。オペレータは、A Iが作成した任務割当て及び飛行計画を確認し、必要に応じて承認、修正又は再生成を行う。 A Iは、電磁妨害等により母艦等との通信が制限又は途絶した場合においても、各警戒監視用U A Vの状態、監視対象の検知・識別結果及び取得済みの情報等に基づき、一定の範囲で自律的に任務割当て及び飛行計画を見直し、警戒監視任務を継続する。 （機体について） 警戒監視用U A Vは、A Iが作成した飛行計画に基づき自律的に飛行し、警戒監視対象海域において、搭載されたE O／I Rカメラ、磁気センサ等により情報収集及び警戒監視を行い、目的とする

	情報収集及び警戒監視が終了した後、A I が作成又は更新した飛行計画に基づき母艦に帰還する。 これら一連の運用により、限られた監視アセットによる広域かつ継続的な警戒監視を実現するとともに、監視要員及び分析要員の負担軽減を図る。 (運用の詳細) ・警戒監視用U A V (エッジ型のA I と監視用センサを搭載) と警戒監視用U A V の状況を管理・把握するための艦載装置 (G C S) 等を母艦に搭載 ・洋上の適宜の場所において、母艦から複数の警戒監視用U A V が発進 ● ・A I が取得又は分析した情報のうち、監視対象の検知・識別結果、各警戒監視用U A V の位置・状態、任務の進捗、A I による判断内容その他必要な情報は、通信・ネットワークを介して艦載装置 (G C S) 及び中央の指揮統制システムに共有する。艦載装置及び中央の指揮統制システムから任務情報その他必要な情報を受信した場合は、A I による任務割当て及び飛行計画の作成又は見直しに反映する。
提案を求める 研究開発内容	官側が保有する警戒監視用U A V の機能性能を前提として、当該U A V に搭載可能なエッジ型のA I を開発する。 A I は、複数U A V の自律的な飛行制御ができること、搭載する監視センサから取得した情報の分析ができること、その結果を飛行制御に反映し、常時最適な警戒監視を実現するものとする。 (開発対象) ・A I ・ユーザーインターフェース (U I) (官側提供※P h a s e 3 のみ) ● E O / I R カメラ、磁気センサ等を搭載した警戒監視用U A V 、通信装置、艦載装置 (G C S) 、操作端末、その他必要な装置

要求性能の概要

(A I)

- A I は、警戒監視用U A Vに搭載可能なエッジ型のA I とする。
- A I は、各種条件（警戒監視用U A Vの機数、任務（情報収集・警戒監視、対象とする海域）、気象状況等）に基づき、最適な飛行計画（飛行経路・飛行パターン等）を算出し、複数の警戒監視用U A Vに最適な任務を割り当てることができること。
- A I は、複数の警戒監視用U A Vの飛行を自律的に制御し協調連携（警戒監視用U A V相互で情報を共有し合い、お互いの状況や動きを同期・補完し合いながらチームとして動作）させられること。
- A I は、情報収集・警戒監視の実施間においても、状況の変化（気象状況、情報収集等の結果等）を総合的に分析し、最適な飛行計画（飛行経路・飛行パターン等）を再計算できること。
- A I は、警戒監視用U A Vが搭載するE O／I Rカメラ、磁気センサ等から取得した情報を総合的に分析し、監視対象の検知及び監視の優先順位付け等を実施できること。
- A I は、電磁妨害等により通信環境が制約された場合においても、監視対象、警戒監視用U A Vの状態及び取得済み情報に基づき、警戒監視を継続できること。
- A I は、オペレータからの指示を受け、その指示に従って動作できること。
- A I は、特定機種 of U A Vに依存せず、官側が指定する複数のU A Vとの接続が可能となるよう拡張性を有すること。
- A I は、飛行制御と情報分析のそれぞれに特化した特化型A I ではなく、両機能を併せ持つマルチエージェント型A I とする。

(ユーザーインターフェース (U I))

- オペレータが発する自然言語、その他直感的な入力手段によりA I に対して、任務、警戒監視対象又は監視領域等に関する指示を与えることができること。

	● オペレータは、警戒監視用UAVの位置、状態、任務状況及び取得情報が把握できること。 ● オペレータは、AIによる判断内容、任務割り当て及び飛行計画を確認できること。 オペレータは、AIが生成した任務計画、任務割り当て及び飛行計画を承認、修正又は再生成できること。
期待する量産単価	● AIソフトウェアとUIソフトウェアの取得費：1,000万円以下 ● AI導入費：1,000万円以下／隻（※） ※AI導入費には、本トピックで開発する「AIソフトウェア、UIソフトウェア」と官側提供の「EO/IRカメラ、磁気センサ等を搭載した警戒監視用UAV、通信装置、艦載装置（GCS）、操作端末、その他必要な装置」とのシステムインテグレーション及び初期設定費用を含む。 ※保守運用、機能改善及び追加学習等の継続的な支援は、実施することを想定するが、それらに係る費用は量産単価に含まない。
量産予定量	● 初期量産 4式程度 ● 本格量産 性能を確認しつつ順次導入をすすめ、最終的に最大50隻程度への配備を想定
各フェーズでの達成目標及び想定スケジュール	■フェーズ1の達成目標／フェーズ2への移行条件 ● 複数の警戒監視用UAVによる警戒監視任務を最適化するAI及びUIの概念設計及び基本設計を実施すること。 ● AIによる監視対象の優先順位付け、任務割り当て及び飛行計画最適化の方式を示すこと。 ● 実現可能性調査（FS）及び概念実証（PoC）により、技術的成立性及び期待される効果を示すこと。

	● A I アーキテクチャ、システム構成、使用技術、開発スケジュール及び概算費用を示すこと。 ● 官側が想定する警戒監視用U A V等との接続方針並びにフェーズ3におけるシステムインテグレーション方針を示すこと。 ● 量産時のシステム構成、導入方法、量産単価及び保守運用体制を具体化し、量産に向けた見通しを示すこと。 ● フェーズ1の段階で、フェーズ2での達成目標を満たすことが可能な場合はあわせて資料等を提出すること。 ■フェーズ2での達成目標 / フェーズ3への移行条件 ● A I 及びU I のプロトタイプを作成すること。 ● シミュレーション環境又は提案者が用意する屋内試験環境において、以下の機能を実証すること。 ● 複数の警戒監視用U A V（3～10機程度）に対する任務の割当て及び飛行計画を生成できること。 ● 監視対象の検知結果等に基づき、優先順位付け及び任務再割当てができること。 ● 気象状況その他の状況変化に応じて、飛行計画等を更新できること。 ● 電磁妨害等により通信環境が制約された場合においても、取得済み情報を活用して警戒監視任務を継続できること。 ● オペレータによる指示入力、A I 判断内容の確認及び計画修正ができること。 ● フェーズ3において実施する、官側が用意する警戒監視用U A V等とのシステムインテグレーションに必要なインターフェース仕様及び移行計画を示すこと。 ● A I ー艦載装置（G C S）ー中央の指揮統制システムのように、ネットワークによる情報共有を考慮した設計となっていること。
--	---

	● 量産時のシステム構成、量産単価、量産体制及び保守運用体制を具体化し、量産に向けた実現可能性を示すこと。 ※フェーズ2で使用するUAV、センサその他試験に必要な機材は提案者が用意すること。 ■フェーズ3での達成目標 ● 官側が用意する警戒監視用UAV等とのシステムインテグレーションを実施すること。 ● 官側が用意する試験環境又は試験海域において、自衛隊と協力し、フェーズ2で実証した機能を実機環境で実証すること。 ● 複数UAVによる警戒監視任務の効率化及び運用者負荷軽減効果を確認すること。 ● 部隊による検証と検証結果に基づく改良・改善を可能な限り繰り返して実施し、一連の性能やUI等を部隊で活用できる水準まで向上させること。 ● AIー艦載装置（GCS）ー中央の指揮統制システムのように、ネットワークによる情報共有ができること。 ● 将来的な他機種UAVへの展開を見据えた拡張性及び運用性を確認すること。 ● 量産時のシステム構成、量産単価、量産体制及び保守運用体制を具体化し、量産に向けた実現可能性を示すこと。 （想定スケジュール） ※進捗に応じ変更の可能性あり ■採択 2026年12月頃 ■Phase1：5か月間 開始 2027年2月頃 終了 2027年6月頃 ■SG1審査 2027年7～8月頃 ■Phase2：6か月間 開始 2027年9月頃 終了 2028年2月頃
--	--

	■SG2 審査 2028年3～4月頃 ■Phase3：2～3年間 開始 2028年5月頃 終了 2030年5月頃～2031年5月頃 ■SG3 審査 2030年6月・7月頃～2031年6月・7月頃 以降必要数を調達
備考	● 国内サプライチェーンを活用する企業が望ましい。 ● 国内メーカーが、国内の下請けを活用することが望ましい。 ● 法令遵守 SBIR 事業を推進する上で、関連する法令等を正しく把握し、確実に遵守すること。事業の実施にあたり、疑義がある場合は官側に適時に相談すること。

トピック番号	6
トピック名	補給倉庫の保管状況把握用ハードウェア（カメラ・センサ等）及び補給倉庫運用最適化支援ソフトウェアの開発
成果を活用する自衛隊等	航空自衛隊
採択審査	防衛装備庁 審査委員会
概 要	補給倉庫内の状況をリアルタイムで把握するためのカメラ・センサ等と当該倉庫における業務の効率化及び省人化に資する改善案を提示できるソフトウェアを開発する。
トピック設定の背景・課題の現状	航空自衛隊の各基地補給倉庫は、建設後40年以上が経過しているものが多く、補給倉庫内の物品管理業務は現在も多くが手作業に依存している。実際には、物品の保管業務及び出納（受領・出荷）業務のうち、各補給倉庫における物品の保管数量に関してはシステム上で管理されているが、補給倉庫内の物品の現物確認、保管場所の確認は手作業で行われている。RFID技術を利用した倉庫への移行に係る検討も行われているものの、建設費を含め多大な費用が掛かる見込みであり、そのコストダウンが課題となっている。 本事業では、一部機械化やシステム化が進んでいる補給処の大規模倉庫ではなく、各基地の現場部隊が管理する中小規模倉庫を対象としている。現有の補給倉庫と設備を最大限に活用しつつ、AI・ロボティクス等の先進技術を導入し業務の効率化及び省人化を図るため、補給倉庫ごとに、保管状況、出納状況、作業状況を可視化・分析し、当該倉庫における業務の効率化及び省人化に資する改善案を提示できるソフトウェアを開発する。
運用構想（使用方法）	● 補給倉庫の保管及び出納業務を日常的にモニタリング ● 定期的に倉庫運用の課題の分析、改善案の提案を実施
提案を求める研究開発内容	補給倉庫内の状況をリアルタイムで把握するためのカメラ・センサ等と当該倉庫における業務の効率化及び省人化に資する改善案を提示できるソフトウェア ● 各基地の補給倉庫について、多品目の物品の保管状況をリアルタイムで把握するためのカメラ・センサ等とそれらの情報をデータ化・可視化するソフトウェア及び利用者端末

	● 各倉庫単位で、保管状況、出納実績、作業動線その他の情報を分析し、補給倉庫業務の効率化及び省人化に資する改善案を提案するソフトウェア及び利用者端末
要求性能の概要	(各基地補給倉庫の保管状況を一元管理しモニタリングする技術) ● カメラ・センサ等のデータから、リアルタイムで保管物品の荷姿・数量を自動算出できること。 ※電源の一部喪失や灯火管制下（暗い空間）でも物品の荷姿・数量を観測できることが望ましい。 ※RFID タグの貼付等の追加作業を必要としない手法が望ましい。 ● 保管状況、保管場所、出納状況等の情報をデータ化・可視化できること。 ● 誰でも使用できる簡便なユーザーインターフェース（U I）であること。 (搬出入や管理を効率化するためのシミュレーション技術) ● 保管状況、出納実績、作業動線等の情報を分析し、補給倉庫内の運用上の課題を把握できること。 ● シミュレーションによる解析により業務効率化及び省人化に資する改善案の提案ができること。 ● 物品配置、作業動線、出納手順その他の運用方法について、複数の改善案を比較・評価できること。 ● 航空機用部品や災害派遣資材等の航空自衛隊特有の物品、木箱や金属箱等の様々な荷姿、また規模が異なる補給倉庫でもシミュレーションできる汎用性があること。 (その他の条件) ● オンプレミス型システム環境下で作動することが望ましいが、パブリッククラウドを利用する場合は、ISMAP 登録済みのクラウドサービスで作動し、防衛省の基準を満たしていること。 OS のバージョンアップやセキュリティ対策のため、ソフトウェアが適時アップデートできること。
期待する量産単価	補給倉庫運用最適化支援システム導入費用（※）：1, 0 0 0 万円以下/基地 ※補給倉庫運用最適化支援ソフトウェア・ソフトウェアライセン

	ス、利用者端末、カメラ・センサ等のハードウェアとその設定、初期設定・環境構築、その他必要なシステム設定 なお、保守運用、機能改善、分析ロジックの改善、その他継続的なサービス提供に係る費用は量産単価には含まない。
量産予定量	初期量産：航空基地等を中心として計10式程度 本格量産：効果を確認しつつ順次拡大し、最終的に約30式程度を量産（効率化及び省人化の効果が大きいに見込め、量産費用が期待よりも低い場合、約80式程度まで量産）
各フェーズでの達成目標及び想定スケジュール	■フェーズ1の達成目標／フェーズ2への移行条件 ● 書面上にて、目指す姿を達成するため、運用構想・要求性能を満たすソフトウェアの概念図と使用する機器（例：状況把握のためのカメラ、QRリーダー等）、想定するシステム構成図及びネットワーク構成図と開発の範囲、ソフトウェアの基本設計を示すこと。 ● ソフトウェアの開発における最適な方法（既存ソフトウェアと新規開発の組合せ等）、実行可能なスケジュール及び費用などを示すこと。 ● 補給倉庫への導入方法、他基地への展開方法、想定量産単価及び保守運用の考え方を含む量産構想を示すこと。 ● フェーズ1の段階で、フェーズ2での達成目標を満たすことが可能な場合はあわせて資料等を提出すること。 ■フェーズ2での達成目標／フェーズ3への移行条件 （シミュレーション環境・模擬倉庫での試験） ● ソフトウェアのプロトタイプ（状況把握の機能、シミュレーションモデル及び改善提案機能）を作成すること。 ● 実際の補給倉庫に類似した環境（官と合意した環境）において、 ①物品の荷姿を判別し、その数量及び諸元並びに物品の容積をデータとして取得できること。 ②補給倉庫内の保管場所（棚）の容積をデータとして取得できること。 ③人の動線がデータとして取得できること。

	④保管状況、出納実績、作業動線その他の情報を分析し、補給倉庫の運用改善及び業務効率化に資する改善案を提案できること。 ● フェーズ3での改良点・改良を実施するアプローチ・スケジュールを示すこと。 ● 実倉庫への導入方法、他基地への横展開方法、量産単価及び保守運用体制を具体化し、量産に向けた実現可能性を示すこと。 ■フェーズ3での達成目標 (実倉庫環境での実証) ● 実際の補給倉庫等、官側が用意した環境において、提案者が開発・導入するカメラ・センサ等及びソフトウェアを用い、上記①～④の動作ができること。 ● 部隊による検証と検証結果に基づく改良・改善を可能な限り繰り返して実施し、一連の性能やUI等を部隊で活用できる水準まで向上させること。 ● 全国の基地への展開を見据え、導入手順、運用手順、量産単価及び保守運用体制を確立し、量産移行可能な状態とすること。 ※フェーズ2及びフェーズ3で使用するカメラ、センサその他試験に必要な機材は提案者が用意すること。 想定スケジュール ※変更の可能性あり ■採択 2026年12月頃 ■Phase1：5か月間 開始 2027年2月頃 終了 2027年6月頃 ■SG1審査 2027年7～8月頃 ■Phase2：1年間 開始 2027年9月頃 終了 2028年9月頃
--	---

	■ S G 2 審査 2028年10～11月頃 ■ P h a s e 3 : 1年間 開始 2028年12月頃 終了 2029年12月頃 ■ S G 3 審査 2030年1～2月頃以降 以降、必要数を調達
備考	(研究開発の対象範囲について) ● 今回の提案では、補給倉庫内の物品の保管状況、出納状況及び作業状況を把握・データ化するとともに、それらの情報を分析し、補給倉庫の運用改善、業務効率化及び省人化に資する改善案を提案するシステムを求めている。 ● 物品の運搬・移動に必要な機材、ロボット等の導入は含まず、官側がシステムの分析結果及び改善提案を参考に、人手による作業又は既存機器を活用して運搬・移動を実施することを想定する。 (ソフトウェアに関して) ● 保管状況、出納状況及び作業状況を把握するためのカメラ・センサ等のハードウェアと、それらの情報を分析して改善案を提案するソフトウェアを一体のシステムとして提案することを想定 ● RFID、画像認識等の特定技術に限定せず、多様な技術を組み合わせることにより、補給倉庫の運用改善に資する提案を期待する。 ● 一方で、特定の補給倉庫や設備に依存しない汎用性を有し、他基地への展開が可能なシステムであることが望ましい。 ● 法令遵守 SBIR 事業を推進する上で、関連する法令等を正しく把握し、確実に遵守すること。事業の実施にあたり、疑義がある場合は官側に適時に相談すること。

トピック番号	7
トピック名	航空機騒音ノイズキャンセリング装置等の開発
成果を活用する自衛隊等	航空自衛隊
採択審査	防衛装備庁 審査委員会
概 要	航空機騒音を低減し勤務環境等を改善するためのノイズキャンセリング装置等を開発する。
トピック設定の背景・課題の現状	離着陸・タキシング等による航空機の騒音（※）は、執務室等で勤務する隊員の業務に影響を与えている。一方、施設の防音改修には大規模な工事を要し、短期間での対応が困難であるほか、防音イヤーマフ等は会話や電話等に支障を及ぼす。このため、航空機騒音を低減するノイズキャンセリング装置等を開発し、執務室等に導入することで、騒音による会話等への影響を軽減し、隊員の勤務環境の改善を目指す。 ※離着陸・タキシング等による航空機騒音は、個人間で会話ができ立たない 100dB～120dB 程度の騒音レベル、周波数は男女の音声音域（100～500Hz）と重複する 100～6000Hz レベル
運用構想（使用方法）	● 航空機騒音の影響を受けている執務室等において使用する。
提案を求める研究開発内容	会話を妨げる周波数に対処しながら、120dB 程度の航空機騒音を 60dB 程度（参考：走行中の車内）以下に下げるノイズキャンセリング装置等の開発 ● 騒音を検知し、逆位相音や最適な低減音を出す装置 ● 高い騒音低減効果を有する吸音・防音材 ● これらを組み合わせることにより効果を発揮する装置又はシステム

要求性能の概要	● 航空機騒音に対し、執務室等（100m²～250m²程度）で体感上の騒音を低減すること。 ● 個人間の会話、電話、会議及びアナウンス等の聞き取りを妨げないこと。 ● 無線通信や精密機器等への電波干渉が最小限となること ● 窓の開閉や一般的な会議室規模の空間条件下においても、効果が持続すること。 ● 設置、運用及び整備が簡易であること。 ● 設置のための工事等、努めて短期間で終了すること。 ● 10年（基準）以上の耐用性を有する設計であること。 人体への影響がないこと。
期待する量産単価	● 約200万円/式 1式の構成品：執務室等（100m²程度）に対して低減効果を発揮する機材・資材等（工事費除く）
量産予定量	● 初期量産：戦闘航空団等を中心として計10式程度 最終的に：効果を確認しつつ順次拡大し、最終的に約50式程度を量産（低減効果が大いに見込め量産費用が期待よりも低い場合、約100式程度まで量産）
各フェーズでの達成目標及び想定スケジュール	■フェーズ1の達成目標／フェーズ2への移行条件 ● 書面上にて、目指す姿を達成するため、運用構想・要求仕様を満たす、ノイズキャンセリング装置等の基本設計の提示 ● ノイズキャンセリング装置等の開発における最適な方法、実行可能なスケジュール・費用の提示 ● フェーズ1の段階で、フェーズ2での達成目標を満たすことが可能な場合はあわせて資料等を提出すること。 ■フェーズ2での達成目標／フェーズ3への移行条件 ● ノイズキャンセリング装置等のプロトタイプを作成 ● 実際の航空基地で発生する航空機騒音環境にできるだけ類似した環境（官と合意した環境）において、①②③を満たすこと。 ①室外で発生する騒音を、25m²以上の部屋で低減できること。 ②窓を開けても一定以上の効果があること。

	③騒音低減について定量的に評価し、60 dB 以下となることを示す。 ● フェーズ3 終了時点で目指す姿を達成するため、フェーズ3での改良方法を提示 ■フェーズ3での達成目標 ● 実際の航空基地滑走路付近の執務室の環境において、④⑤を満たすこと。 ④フェーズ2にて実証した効果の確認 ⑤低減効果範囲を広げ、100m²以上で機能すること。 ● 部隊による検証と検証結果に基づく改良・改善を可能な限り繰り返して実施し、部隊で活用できる水準まで性能等を向上させること。 想定スケジュール ※変更の可能性あり ■採択 2026年12月頃 ■Phase1：5か月間 開始 2027年2月頃 終了 2027年6月頃 ■SG1審査 2027年7～8月頃 ■Phase2：1年間 開始 2027年9月頃 終了 2028年9月頃 ■SG2審査 2028年10～11月頃 ■Phase3：1年間 開始 2028年12月頃 終了 2029年12月頃 ■SG3審査 2030年1～2月頃 以降必要数を調達（騒音に悩む部隊は多いため、早期の開発を期待）
--	--

備考	採択において重視すること。 ● 特に航空機騒音は低減しつつも、本装置設置に伴い室内での会話等に影響しないことを重視 ● 他の種類の騒音等への対応を見据え、様々な場所で使える汎用性や安価であることを重視 ● 法令遵守 SBIR 事業を推進する上で、関連する法令等を正しく把握し、確実に遵守すること。事業の実施にあたり、疑義がある場合は官側に適時に相談すること。
----	---

【別紙２】その他留意事項

(１) フェーズ２の省略

フェーズ１において、同一のトピックの研究開発を行うすべてのスタートアップ等がフェーズ１終了後に試作品を完成しており、フェーズ２を省略してフェーズ３への移行を希望し、審査委員会で承認された場合に限り、フェーズ２の省略が可能です。

ＰＬ及び事務局と調整の上、ＳＧ１の実施前までにフェーズ２省略申請書をＰＭに提出してください。審査委員会は同一トピックに対する開発を実施しているすべてのスタートアップ等がフェーズ２の省略を申請している場合のみ、フェーズ２の省略の審査を実施します。

(２) フェーズの延長

フェーズ２及びフェーズ３において、委託契約を締結したすべてのスタートアップ等が事業期間内にフェーズ終了条件を満たせず、当該フェーズの事業期間の延長を希望し、審査委員会で承認された場合に限り、事業期間の延長が可能となります。

事業期間の延長の申請を行う際には、委託契約を締結したスタートアップ等はＰＬに状況を報告し、ＰＬの了承を得た上で、プロジェクト中間報告書をＰＭに提出してください。

審査委員会は同一トピックに対する開発を実施しているすべてのスタートアップ等が延長を申請している場合のみ、延長審査を実施します。

審査基準は以下の表の通りを基準とします。

表 延長審査の基準

段階	審査項目
フェーズ２	・ 中間報告書に基づき、延長期間内にトピックの解決が可能と見込まれる機能・性能を有する試作品を完成させ、フェーズ３に移行できる見込みがあること。 ・ 中間報告書に以下に掲げる事項が適切に記載されていること。 (１) 研究開発の成果 (２) 知的財産権の申請状況 (３) 延長を希望する理由 (４) 研究開発の今後の予定
フェーズ３	・ 中間報告書に基づき、延長期間内に当該成果物が装備品等として採用できる機能・性能を備え、量産に移行できる見込みがあること。 ・ 中間報告書に以下の記載があり、内容に問題ないこと。 (１) 研究開発の成果 (２) 知的財産権の申請状況 (３) 延長を希望する理由 (４) 研究開発の今後の予定

延長した事業期間については別途委託契約を締結いたします。

詳細は、実証型ブレークスルー研究（S B I R 試行）の細部実施要領をご確認ください。

【別紙 3】応募書類作成要領

本制度への応募にあたっては、e-Rad上で必要事項を入力するとともに、以下に示す応募書類をe-Rad上で提出してください。

(1) e-Rad による応募書類の提出方法 (再掲)

応募書類は、e-Rad による提出のみ受け付けます。提出書類は指定された形式で作成し、一つの PDF ファイルにまとめてアップロードしてください。なお、アップロードするファイルにはパスワードを付けないでください。

詳細は【別紙 5】府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募についてをご確認ください。

(2) 応募書類の受付期間(再掲)

令和 8 年 1 0 月 2 日 (金) ~ 令和 8 年 1 1 月 2 日 (月) 正午 (1 2 : 0 0) (厳守)

(3) 応募書類の様式について(再掲)

以下の提出書類が必要となります。様式は防衛装備庁ウェブサイトからダウンロードしてください。

提出書類名	ファイル形式	代表企業	再委託先	備考
1-1. 提案書 (代表企業用)	Excel	○	－	
1-1. 提案書 (再委託先用)	Excel	－	△	
1-2. 委託事業提案書	Power Point	○	－	
2-1. 研究者経歴書	Excel	○	○	
2-2. その他の研究費の応募受け入れ状況	Excel	○	○	
2-3. 利害関係の確認について	Excel	○	○	
3-1. 直近 3 年分の決算	PDF	○	○	貸借対照表・損益計算書・キ

報告書				キャッシュフロー計算書を含む
3-2. 履歴事項全部証明書（全部事項証明書）	PDF	○	○	発行から3ヵ月以内のもの
3-3. 財務項目	PDF	○	○	
4-1. 研究セキュリティに関する質問票	Word	○	○	(別紙6)
4-2. 研究セキュリティの確保に係る自己申告書	Word	○	○	

○＝提出が必須 △＝再委託先がいる場合に提出必須

全ての提出書類を一つのPDFファイルにまとめ、e-Rad上で提出してください。

(4) 応募書類の記載要領について

【様式 1-1】 提案書（代表企業用）

以下の①～⑦の内容を記入してください。

① トピック番号・課題名

別紙1に示すトピックのうち、応募する課題に対応する番号と課題名を記入してください。

② プロジェクト名

トピックに沿ったプロジェクト名を記入してください。e-Rad上で入力したプロジェクト名と同じ名称を記入してください。採択された場合に公表されますので、公表できない内容を含まないようにしてください。

③ 実施期間・申請額

フェーズ1の実施期間（5ヵ月以内）及び申請する委託費の総額（2,000万円以下）を記入してください。

⑥ 代表企業情報

代表企業の法人名、所在地、研究開発代表者の氏名、所属部署・役職・連絡先（電話番号・電子メールアドレス）を記入してください。

（再委託先がある場合のみ）

⑦ 再委託先情報

再委託先がある場合は、各社の会社名・所在地・担当者の氏名・役割分担・費用分担を記入してください。

また、研究開発の実施にあたり再委託先との間で意見の相違が生じた場合の協議・調整手続きについて、代表企業が主体となって解決を図る体制及び方針を記載し

てください。

【様式 1-2】 委託事業実施提案書

具体的に記載してください。以下の項目を含めてください。

1. 本提案の概要

本制度の基盤となる自社の技術シーズについて具体的に記載してください

2. 要求性能への適合性・実現可能性

防衛省・自衛隊が提起している要求性能をどのように満たしているか説明してください。さらに、その技術内容の実現可能性に関する見立てについても記載してください。

3. 課題解決方法の新規性・革新性

要求性能に加え、防衛力強化に資する優れた特徴を有している場合、その内容について記載してください

4. 開発計画の概要（フェーズ 1、2、3、量産）

フェーズ 1～3・量産化を通じて実施内容・達成目標・時期・スケジュールの概要を記載してください

5. フェーズ 1 の開発計画

フェーズ 1 の実施計画の詳細を記載してください

6. S G 1 審査に向けた達成目標

フェーズ 1 終了時点で達成すべき目標を具体的に記載ください

7. フェーズ 1、2、3 の実施体制

フェーズ 1～3 の研究開発を実施するための体制が整っていることについて、簡潔に記載してください。

提案事業に参画する従業員情報（関連技術分野の実績）並びに、この事業でのエフォート率を記載してください

8. 量産化計画

量産化にあたって、現時点で充足されていない要素（課題）及びその解決方法を記載してください。

また、想定する量産化の達成時期、量産化までのマイルストーンをわかりやすく記載してください。

さらに、量産を実施するための体制が整っていることについて、簡潔に記載してください。

9. 費用計画の概要（フェーズ 1、2、3、量産）

本制度において、フェーズ 1～3 の全体費用計画及び量産費用計画を簡単に記載してください。

なお、フェーズ 2 や 3 の計画に関しては、プロジェクトが進むにつれて額の変更も可

能です。

10. フェーズ 1 の費用計画

フェーズ 1 における支出計画について、詳細の内訳を記載してください。

11. フェーズ 2、3、量産の費用計画

本技術の試作品を製造するにあたり、費目別の積算根拠を示した上で単価を記載してください。さらに、製品を量産化するにあたり、費目別の積算根拠を示した上で単価を記載してください。

12. 研究セキュリティへの対応

技術情報の管理体制、安全保障貿易管理への対応状況を記載してください。

【様式 3-1】直近 3 年分の決算報告書

直近 3 事業年度分の以下の財務書類を提出してください。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・キャッシュフロー計算書

(作成・開示している場合は必ず添付。未作成の場合はその旨を明記)

- ・株主（社員）資本等変動計算書（作成している場合）

※設立から 3 年未満の場合は、設立以降の全事業年度分を提出してください。

(5) 応募書類及び記載項目のチェックリスト

応募前に以下の事項を確認してください（チェックリストの提出は不要です）。

- ☐ e-Rad への機関登録・研究者登録が完了しているか
- ☐ 全ての提出書類が揃っているか
- ☐ 提案書のトピック番号が別紙 1 の課題と一致しているか
- ☐ フェーズ 1 の実施期間が 5 か月以内か
- ☐ 申請額がフェーズ 1 の上限（2,000 万円以下）の範囲内か
- ☐ 他の競争的研究費との重複・エフォートの申告が正確に記載されているか
- ☐ 研究セキュリティに関する質問票（別紙 6）が記入済みか
- ☐ 提出書類のファイルサイズが 30MB 以内か
- ☐ ファイルにパスワードが付いていないか

【別紙４】事業費の取扱区分表と費用計上における留意事項

◆事業費の取扱区分表（委託事業）

（１）直接経費

物品費

① 設備備品費

本委託業務の実施に直接必要で、耐用年数が１年以上かつ取得価格が１０万円以上の物品（機械装置、工具、器具、備品等）の購入・製造に要する経費。購入した設備備品の所有権は研究期間終了後の委託費の額の確定後、原則として防衛装備庁に帰属します。リース等で対応できる場合は、経済性の観点から可能な限りリース等で対応してください。建物や構築物の取得は認めません。汎用性の高い備品（パソコン等）は、本委託業務の遂行に直接必要と認められるもののみ計上できます。

② 消耗品費

本委託業務の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の購入経費。耐用年数が１年未満または取得価格が１０万円未満の物品。試作品作製に必要な経費については、研究開発と一体で行う小規模な実証試験に係るもののみ認めます。他者に設計図等を示して製作・加工する場合は「外注費」としてください。

人件費・謝金

① 人件費

本委託業務に直接従事した研究者、設計者及び工員等の人件費。人件費の算定に当たっては、代表企業又は再委託先の給与規程等に基づいてください。個々の従事者の人件費は、本委託業務へのエフォート[%]を乗じた額を最大とします。

② 謝金

本委託業務に直接従事するものに対する知識・情報・技術の提供への謝金。研究運営委員会等外部委員への謝金、講演会等の謝金、通訳・翻訳の謝金等。謝金の算定にあたっては、代表企業又は再委託先等の謝金支給規程等に基づいてください。

旅費

旅費：

本委託業務を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。国内外への出張に係る経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）。学会等の目的で旅費を計上する場合は、学会名、参加者等を明示してください。

その他

① 外注費（雑役務費）

本委託業務の実施に必要な加工、分析、部品・ソフトウェア製作等の請負外注

に係る経費。研究開発要素がある業務は外注することができません。再委託費に該当するものを除きます。

② 印刷製本費

本委託業務の実施に直接必要な資料等の印刷・製本に要した経費。研究成果による論文・報告書等の印刷製本費等。

③ 会議費

本委託業務の実施に直接必要な会議・セミナー等の開催に要した経費。外部委員による研究運営委員会等の委員会開催費、ワークショップ等の開催費・会場借料等。研究実施者のみで構成される委員会に要する経費は認められません。

④ 通信運搬費

本委託業務の実施に直接必要な物品の運搬、通信・電話料。電話料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等。

⑤ 光熱水料

本委託業務を実施するために使用する機械装置等の運転に要した電気、ガス及び水道等の経費。研究の実施に直接使用する実験棟、プラント、設備、装置等の運転等に要したものに限ります。

⑥ その他（諸経費）

上記以外に本委託業務を実施するために直接必要な経費。物品等の借損（賃借・リース・レンタル）、学会参加費、研究成果発表費（論文審査料・投稿料等）、データ・権利等使用料（特許使用料・ライセンス料・クラウド利用料等）、特許関連経費、保険料（本委託業務に必要なもの）、公認会計士等による資金繰り計画レビューに要する費用、振込手数料（配分機関負担のものを除く）等。

⑦ 消費税相当額

「人件費（通勤手当除く）」「謝金」「保険料」等、消費税に関して非（不）課税取引となる経費の消費税相当額。本制度は「役務の提供」（消費税法第2条第1項第12号）に該当するため、原則として業務経費の全体が課税対象となります。消費税込の金額となっている経費には消費税が既に含まれているため、消費税相当額を別途計上すると二重計上となりますのでご注意ください。

（2）間接経費

間接経費：直接経費に対して 30%の比率で手当てされ、委託業務による研究の実施に伴う管理等に必要な経費として、受託者が使用する経費。毎年度の間接経費執行実績を翌年度の 6 月 30 日までに防衛装備庁に報告するものとします。

（3）再委託費

再委託費：代表企業が委託業務の一部を再委託先に実施させるための経費（間接経費

相当分を含む）。再委託を行う場合は、あらかじめ事業計画書に記載の上、防衛装備庁の承認を受けてください。再委託先においても、本委託契約で定める諸条件が遵守・実施されるよう、再委託契約で約定してください。

◆費用計上における留意事項

(1) 経費計上の留意事項

① 物品費について

購入・取得した設備備品の所有権は購入時に防衛装備庁に帰属します（乙は善良な管理者の注意をもってこれを保管・管理してください。処分する場合は事前に防衛装備庁の承認が必要です。）

② 人件費・謝金について

健保等級適用者は、必要に応じて「被保険者標準報酬決定（又は改定）通知書」の提示又は閲覧を求めることがあります。健保等級適用者以外は、個別に月給額を算定し、必要な場合は日額、時間単価に換算した単価を適用します。

③ 計上基準

本制度では、人件費以外の計上基準は支払ベース（実績主義）のみとし、人件費は検収ベース（発生主義）としています。

④ 費目間流用

防衛装備庁の承認なしで直接経費の50%以内の費目間流用を認めます。ただし、大項目と大項目の間で流用を行うことによりいずれかの大項目の額が直接経費全体の5割を超えて増減する場合は、委託業務変更承認申請書を提出し、防衛装備庁の承認を受ける必要があります。

⑤ 月次経理業務

原則、毎月中旬を目途に前月分までの従事日誌（人件費の計上がある場合）及び防衛装備庁が求める書類（月報、人件費積算書、労働時間証明書、予算執行状況調査表等）の提出を行っていただきます。

(2) 委託事業の事務処理について

① 委託事業の事務処理について

委託事業の事務処理については、「実証型ブレークスルー研究（SBIR試行）委託契約事務処理要領」に基づき実施してください。本公募要領は、応募及び採択に関する基本的事項を示すものです。採択後の委託業務の実施条件、経理処理、成果物、知的財産権、支払、検査その他の事項については、委託契約書、委託契約事務処理要領、仕様書、事業計画書その他防衛装備庁が定めるところによります。

② 再委託について

代表企業が他の企業、大学その他の機関に委託業務の一部を実施させる場合は、あらかじめ事業計画書に記載されている場合を除き、甲に申請し承認を受けた上

で再委託契約を締結すること。再委託先においても、本委託契約で定める諸条件が遵守・実施されるよう、再委託契約で約定してください。

(3) 委託費の支払いに関する留意事項

各フェーズの事業期間に支払われる金額は、契約段階で定めた額が上限となります。当該年度に支払を受けた経費は、その年度内での執行が原則であり、かつ当該フェーズに支払を受けた経費はそのフェーズ内での執行が原則となります。詳細は実証型ブレークスルー研究（SBIR試行）事務処理要領をご参照ください。

① 精算

防衛装備庁は、会計実績報告書等の提出を受けた場合、報告書の内容を精査し、委託業務に要した決算額と委託費の額のいずれか低い額で確定します。

② 概算払

必要があると認めるときは概算払いができます。また、フェーズ2については、役務履行開始前に甲乙協議の上、前払金の支払いが必要であると合意した場合、委託費の5%を上限に前払金を支払います。

③ 請求時に必要なもの

- ・会計実績報告書
- ・経費発生調書
- ・月別項目別明細表（人件費については人件費積算書）

なお、防衛装備庁から必要に応じて実績払の対象費用に係る発注、納品、受領、検収、請求、支払を確認できる書類（エビデンス）等の提出を追加で求める場合があります。

【別紙５】府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

（１）e-Rad の利用可能時間帯（再掲）

サービス時間は平日、休日ともに0:00～24:00です。ただし、緊急のメンテナンス等によりサービスを停止する場合があります。ヘルプデスク運用時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く平日9:00～18:00となります。

- ・ e-Radポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>
- ・ e-Rad利用可能時間：平日・休日ともに0:00～24:00
- ・ e-Radヘルプデスク：Tel:0570-057-060（平日9:00～18:00※祝日・年末年始を除く。）

（２）機関登録

応募にあたっては、代表企業及び再委託先が、応募時までにe-Radに登録されていることが必要となります。各機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者より登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、公募締切日の2週間以上前までに登録手続きを完了してください。なお、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

（３）研究者情報の登録

本制度に応募する代表企業及び再委託先の研究者情報を e-Rad に登録し、研究者番号、システムログイン ID、パスワードを取得することが必要です。代表企業又は再委託先に所属している研究者の情報は機関の事務代表者若しくは事務分担者が登録しますので、登録を依頼してください。

（４）応募の流れ

①防衛装備庁ウェブサイトから応募書類様式をダウンロード

<https://www.mod.go.jp/atla/sbir/open-call.html>

②e-Radにアクセスし機関登録・研究者登録を確認

<https://www.e-rad.go.jp/>

③e-Radに必要事項を入力し、応募書類をPDFファイルにまとめてアップロード

（応募締切：令和8年11月2日（月）正午（厳守））

（この日時以降は手続できなくなります。）

④防衛装備庁事務局にて募集情報を受理

（アップロード後はe-Radにて応募書類受理状況が確認できます。）

（５）応募書類の修正依頼について

応募書類等に修正を要する点が発見された場合、防衛装備庁担当者がe-Rad上で「修正依頼」の措置をとります。「修正依頼」が行われると、e-Radシステムから自動メールが発出されますが、修正を要する具体的な内容については別途メール等で防衛装備庁担当者からご連絡しますので、お待ちください。

（６）添付ファイルのアップロードの際のサイズ制限について

「応募情報ファイル」や参考資料等、アップロードするファイルのサイズ上限は

30MBです。

用語の定義

- 本制度に採択されるためには、以下の質問票に回答することが必要です。

代表企業の研究開発代表者の氏名	
所属企業・部署・役職	
トピック名	

☐ 提出不要

米国の統合スクリーニングリスト ☐ 有 () ☐ 無

☐ 提出不要

②リストへの掲載の有無

米国の統合スクリーニングリスト ☐ 有 () ☐ 無

ア. 提案している研究開発の体制に含まれている全てのメンバー（代表企業の研究開発代表者及び研究開発分担者）について、以下の①から⑬までに掲げる事項に関する情報を別添書式（自己申告書）により自己申告させた上で確認し、デュー・ディリジェンスを実施してください。代表企業は、本質問票に対する回答及び自己申告書の写しを防衛装備庁まで提出してください。

- 93

⑫ 安全保障貿易管理における「非居住者」又は「特定類型」への該当性

⑬ 国籍

イ. 上記（１）に掲げる事項を確認し、デュー・ディリジェンスを実施した結果、リスク軽減措置を実施すべきと考える者はいますか？

(いずれか選択)

☐ はい

☐ いいえ

ウ. 今後、新たに研究開発参画者を追加したい場合は、事前に、上記と同様にデュー・ディリジェンスを実施の上、防衛装備庁に相談してください。その場合、防衛装備庁は、リスク軽減措置を実施するよう要請することがあります。

☐ 記載内容に従います

エ. （再委託先がいる場合、）代表企業は、再委託先について以下の内容の適切性を確認していますか。

① 協力の内容

② 研究データ等へのアクセス

③ 発明・特許等の知的財産の取扱い

④ 守秘義務の内容

(いずれか選択)

☐ はい

☐ いいえ

オ. （再委託先がいる場合、）再委託先は、代表企業について以下の内容の適切性を確認していますか。

① 協力の内容

② 研究データ等へのアクセス

③ 発明・特許等の知的財産の取扱い

④ 守秘義務の内容

(いずれか選択)

☐ はい

☐ いいえ